

水産をめぐる事情について

令和3年4月
水産庁

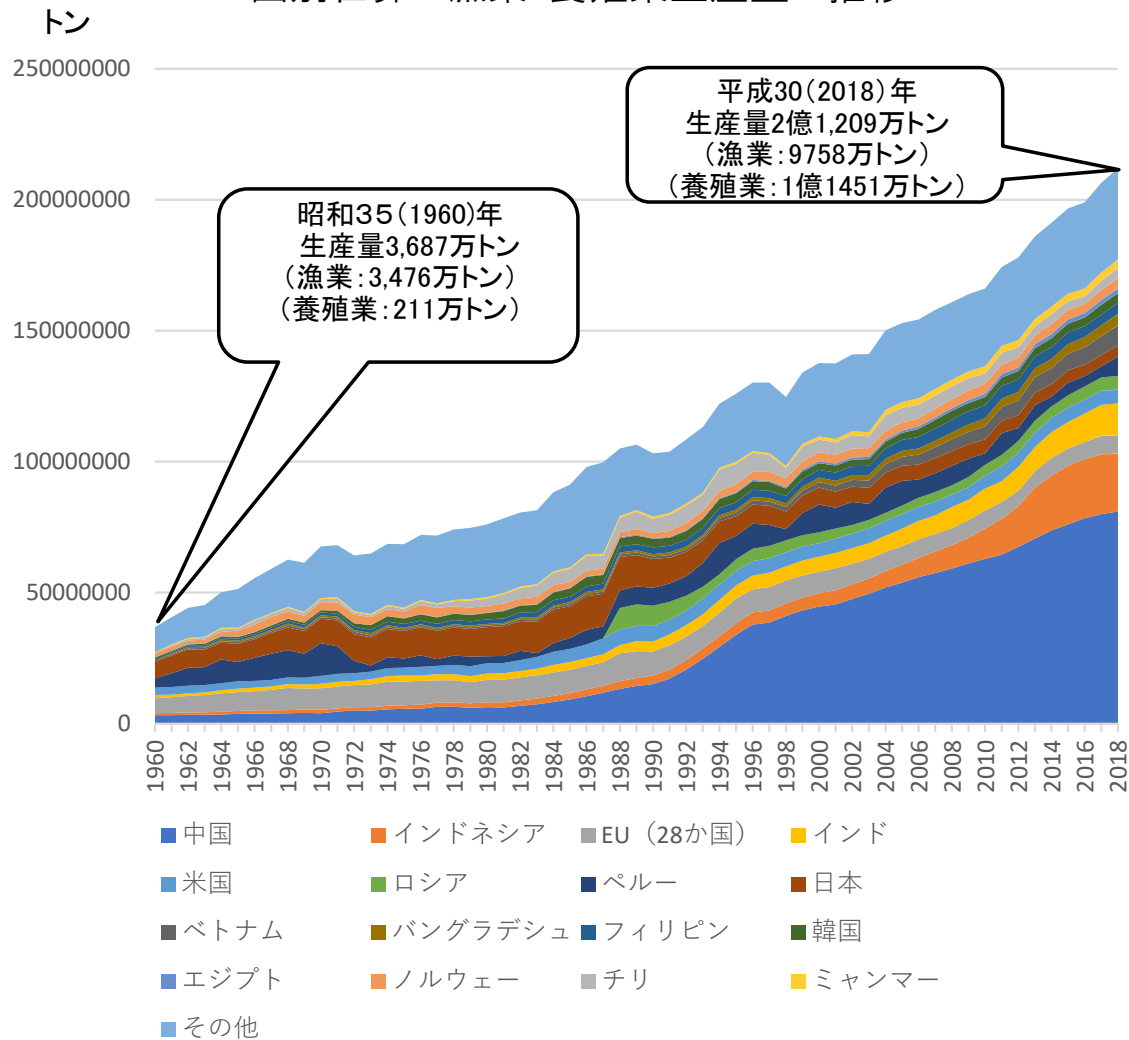
目次

世界の漁業の現状	2	密漁の現状	29
世界人口の増加・マーケットの拡大	3	罰則の強化	30
水産食料をめぐる情勢と魚食復権の意義	4	水産流通適正化法の制定について	31
		水産流通適正化制度の内容	32
我が国の漁業生産量・生産額	5	水産物の流通構造	33
漁業就業者の現状	6	水産加工業について	34
我が国の漁業生産の動向	7	水産物産地市場の現状	35
漁業種類別の漁業生産力	8	水産物流通の特徴	36
		水産物輸出の拡大	37
水産資源の現状	9	養殖業における輸出拡大に向けた取組	38
新たな資源管理の流れ	10	漁協の現状	39
資源調査・評価の充実(資源評価対象魚種の拡大)	11	漁協制度の見直し	40
資源調査、評価の充実(資源評価対象魚種の拡大)―続き―	12	拠点漁港等の競争力強化	41
MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進(現行TAC魚種)	13	漁港の有効活用・漁村の活性化	42
IQ管理の導入	14	漁港の有効活用事例	43
資源管理協定の下での自主的資源管理の充実	15	浜の活力再生プラン(浜プラン)	44
資源評価・資源管理の高度化に向けた電子的情報収集体制の整備	16	新型コロナウイルスの影響	45
漁業許可制度の概要	17	新型コロナウイルスの影響への対策	46
漁業許可(漁船のトン数制限)	18	海洋環境の変化	47
沿岸漁業の特徴	19	栄養塩の減少について	48
海面利用制度(免許までのプロセスの見直し)	20	みどりの食料システム戦略について	49
海面利用制度(免許の優先順位の見直し)	21	東日本大震災からの水産の復旧・復興状況	50
養殖業生産量の動向	22	東日本大震災からの水産の復旧・復興状況と今後の方針	51
我が国魚類養殖業の動向	23	(参考)水産政策の改革の全体像	52
養殖業成長産業化総合戦略の策定	24	(参考)漁業法等の一部を改正する等の法律の概要(平成30年12月)	53
マーケットイン型養殖業について	25	(参考)養殖業成長産業化総合戦略の策定について	54
戦略的養殖品目と成果目標について	26		
海区漁業調整委員会の概要	27		
海区漁業調整委員会(委員構成・選任方法等の見直し)	28		

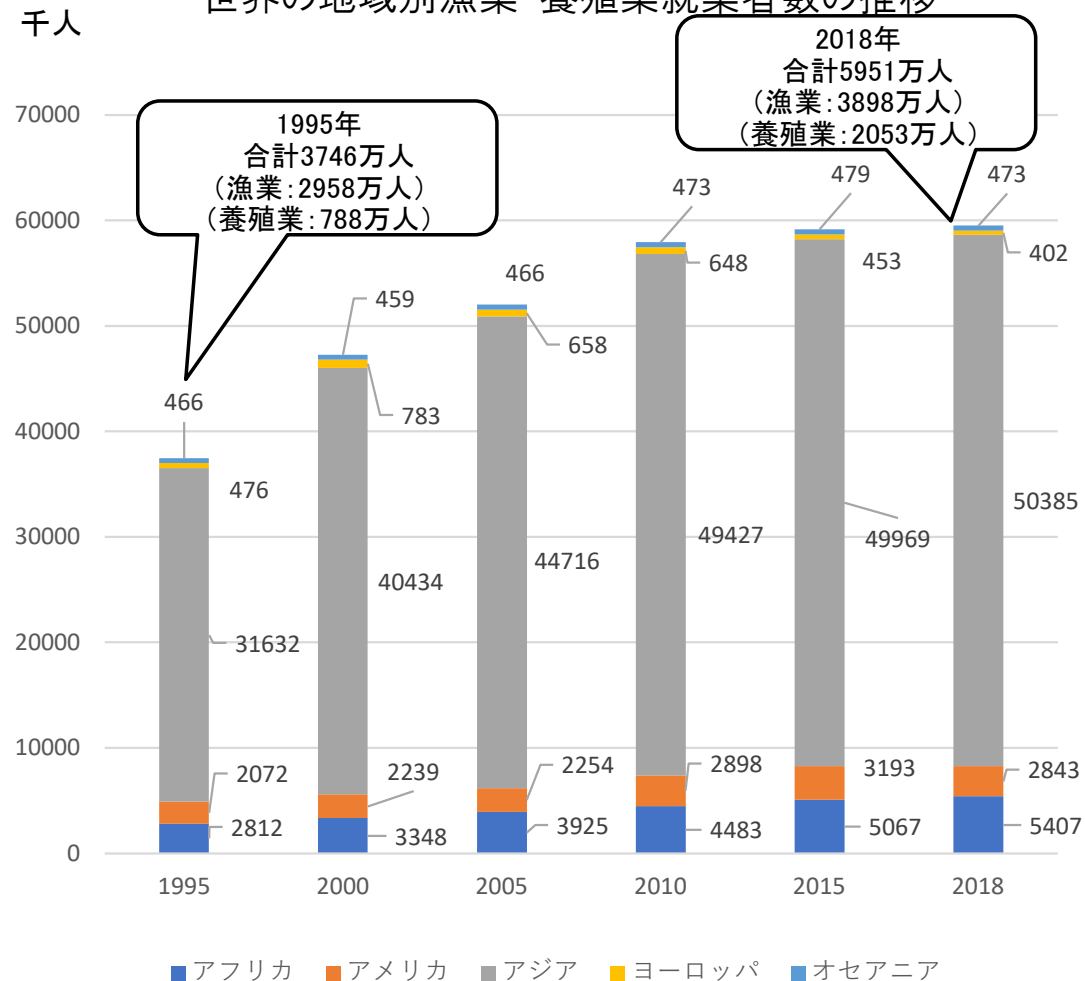
世界の漁業の状況

- 平成30(2018)年の世界の漁船漁業の生産量は、9,758万トン。増産の余地のある海洋生物資源が減少し、世界の海面漁業生産量は頭打ち。
- 平成30(2018)年の世界の養殖業生産量は、1億1,451万トン。養殖生産量は増大を続けているが、中長期的にみると、養殖適地に限りがあることなどの制限要因により、生産量の増大にも限界がある可能性。
- 世界の漁業・養殖業就業者数は養殖業を中心に増大していたが、2010年代からは、全体的に横ばい。

国別世界の漁業・養殖業生産量の推移



世界の地域別漁業・養殖業就業者数の推移



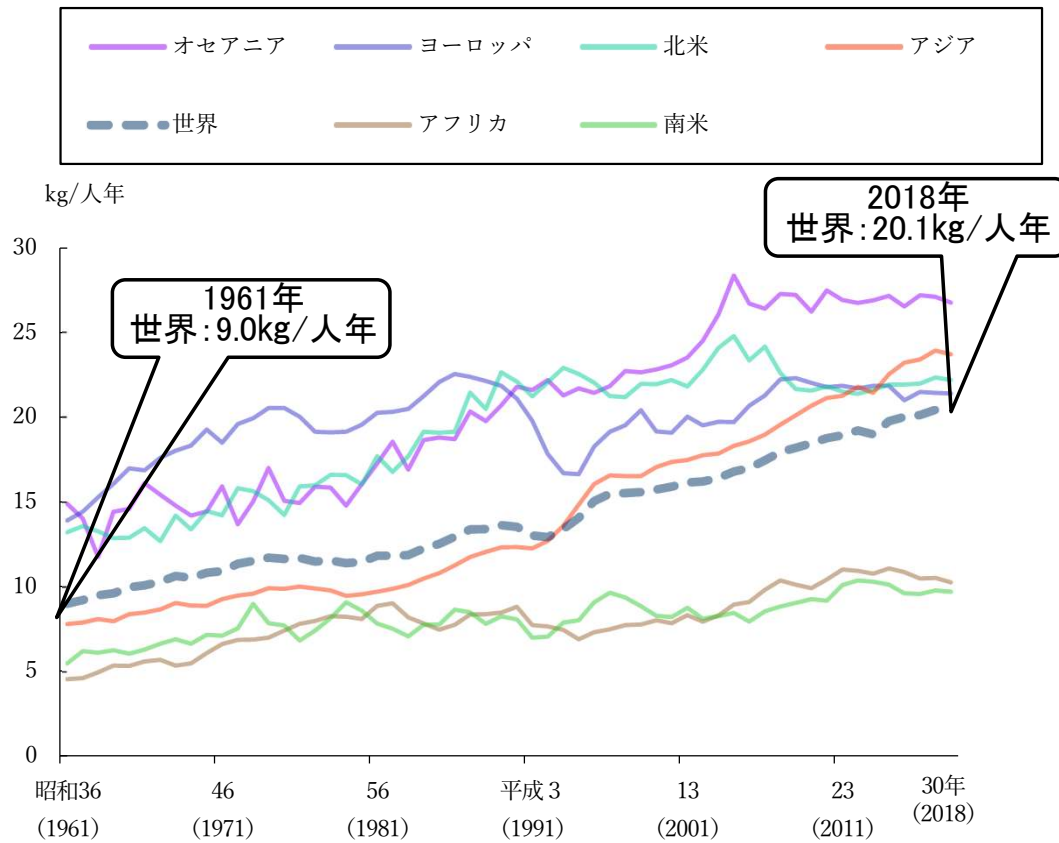
資料:FAO「Fishstat(Capture production 1960-2018)」、
農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

資料:FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture2020」

世界人口の増加・マーケットの拡大

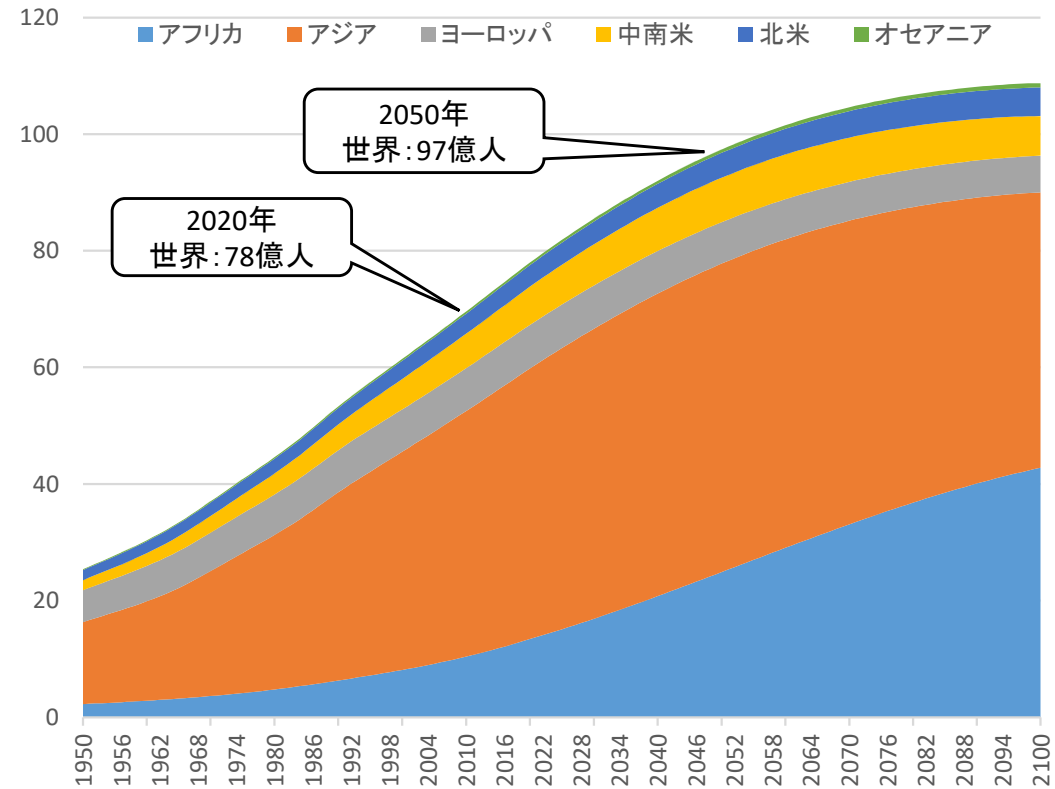
- 欧米での健康志向の高まりや、中国等の経済発展により、世界の食用水産物消費量は、年々増加。世界の1人当たり年間水産物消費量は、過去半世紀で約2倍に増加。
- 国連の予測によれば2050年の世界の人口は97億人と、2020年の78億人から2割増加するとされており、世界の水産物の総需要量は、今後も増加していくことが見込まれる。

世界の1人当たりの食用魚介類消費量の推移 (粗食料ベース)



資料:FAO「Food balance sheets」

世界の人口の推移と将来予測

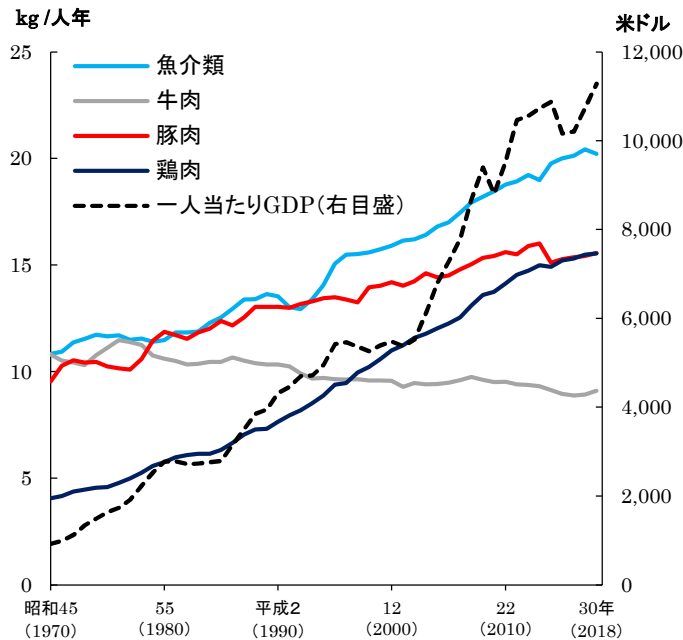


資料:United Nations「World Population Prospects」

水産食料をめぐる情勢と魚食復権の意義

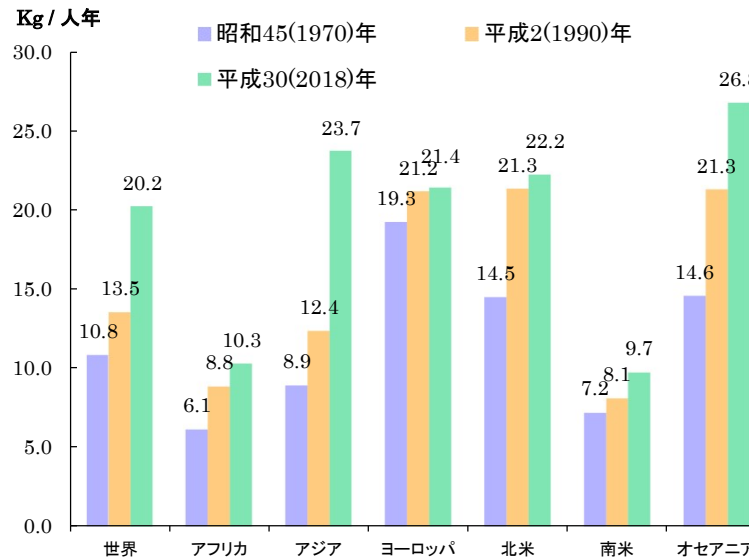
- 生活水準の向上等により世界の食料消費パターンが変化。1人あたりGDPの増加に伴い、魚介類の一人当たり消費量は、豚肉、鶏肉と並んで増加。
- 魚介類の一人当たり消費量は世界の各地域で増加しているが、我が国では減少（平成19年にポルトガルに抜かれ2位となり、平成29年には人口100万人以上の国の中で6位）。
- 将来、水産物の世界的な需給が逼迫する可能性。我が国周辺の恵まれた水産資源を無駄にすることなく、国民の食料として持続的に利用していくことが今後ますます重要に。

世界の肉類・魚介類の一人当たり年間消費量とGDPの推移



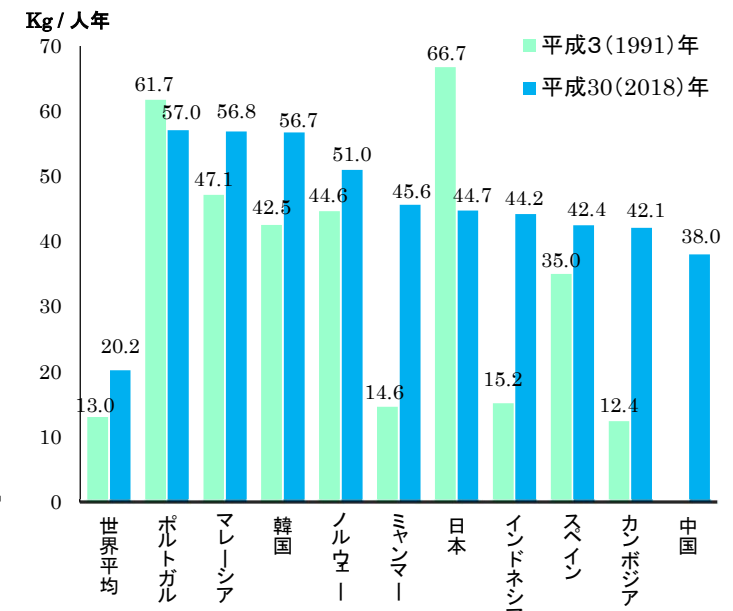
資料: UN「National Accounts Main Aggregates Database」、FAO「Food balance sheets」

世界の魚介類の一人当たり年間消費量の推移(地域別)



資料: FAO「Food balance sheets」

世界の魚介類の一人当たり年間消費量の推移(主要国別)

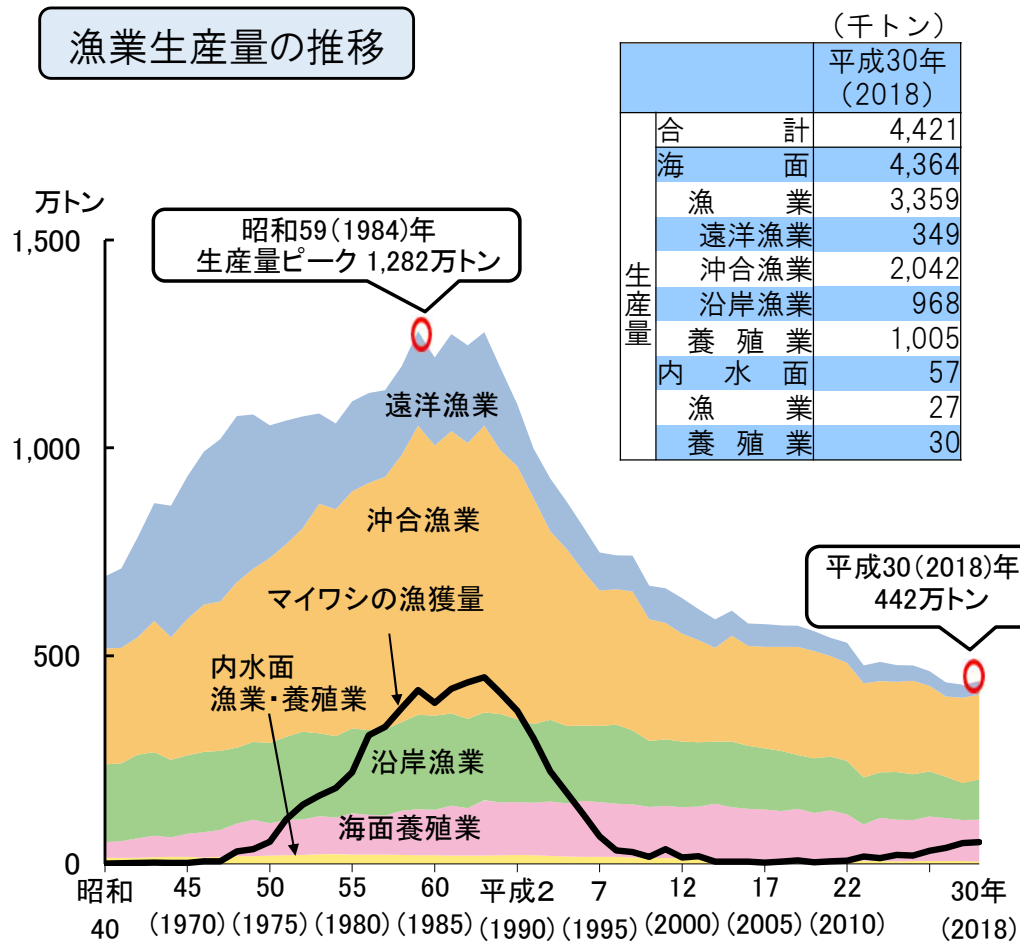


資料: FAO「Food balance sheets」(日本以外の国)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成
※中国は平成3(1991)のデータなし

我が国の漁業生産量・生産額

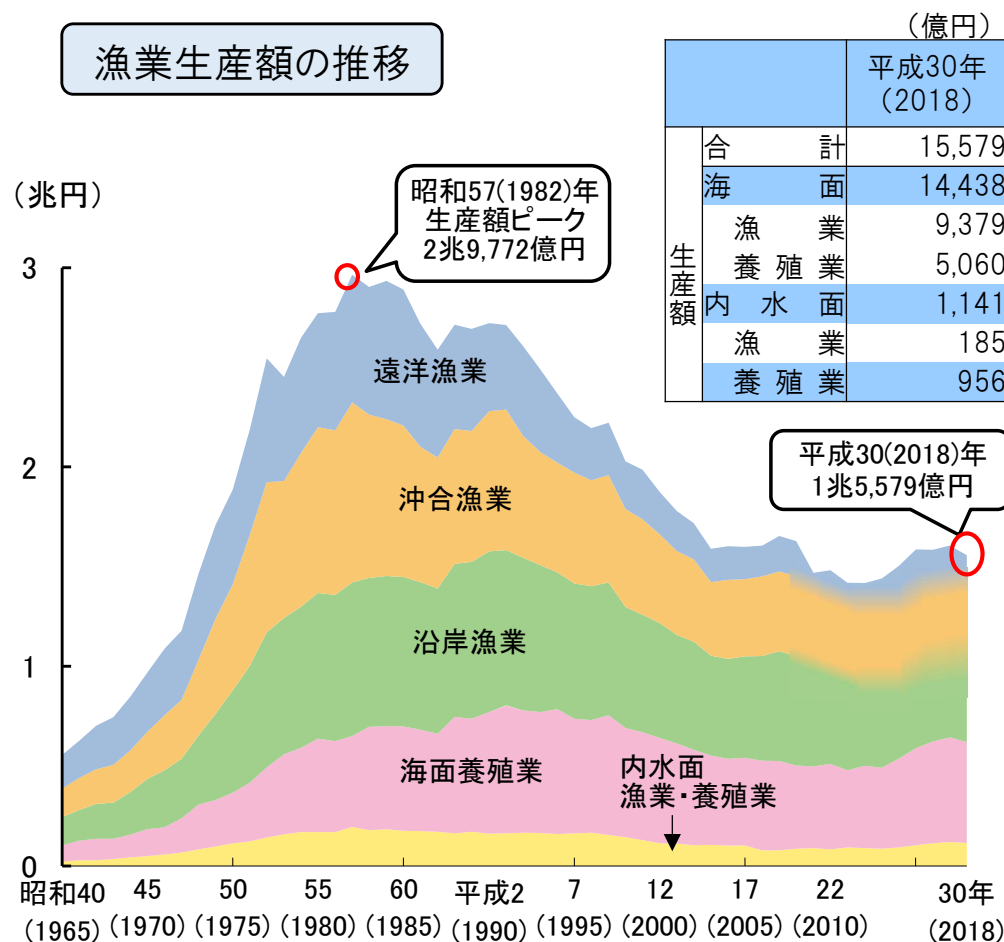
- 我が国の漁業は、戦後、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁場を拡大することで発展。
- 世界各国の排他的経済水域の設定による遠洋漁業の縮小、昭和63(1988)年頃からのマイワシの大幅な減少を除いても減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定供給していくためにも、この減少傾向に歯止めをかける必要。

漁業生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)

漁業生産額の推移

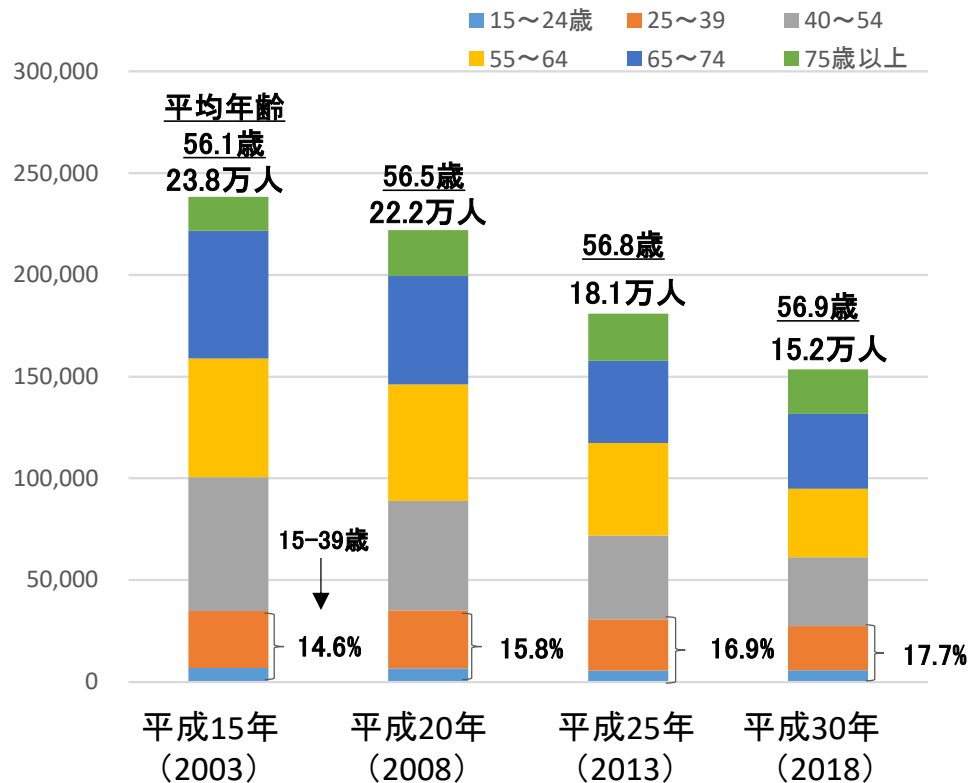


資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

漁業就業者の現状

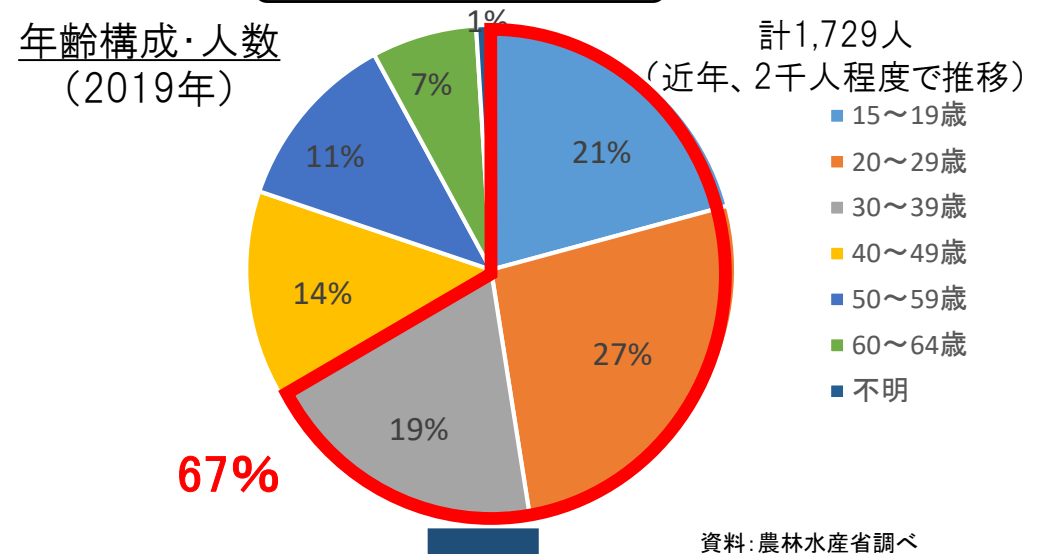
- 日本の漁業就業者は減少傾向にあり(2018年は15.2万人)、平均年齢は56.9歳。高齢者の退職により今後も減少(2050年頃には約7万人まで減少)が続くことが想定。
- 日本の周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用していくためには、担い手を育成・確保していく必要。

漁業就業者の推移

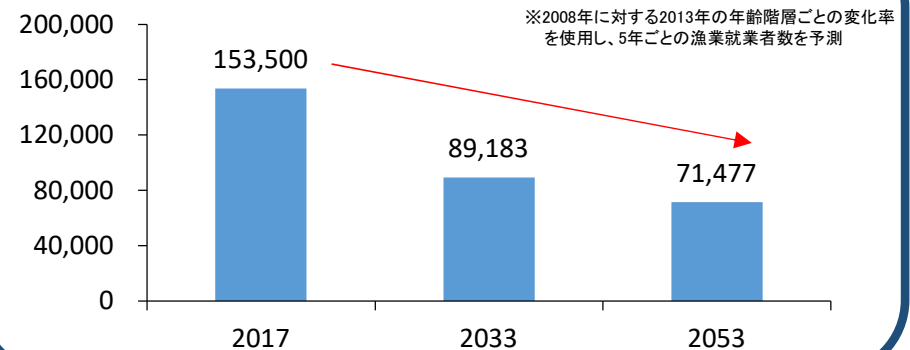


資料:農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013、2018年)
 注1:2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。
 注2:平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中位数を用いた推計値(75歳以上の場合は「80」を使用)。

新規就業者の状況



漁業就業者数の予測

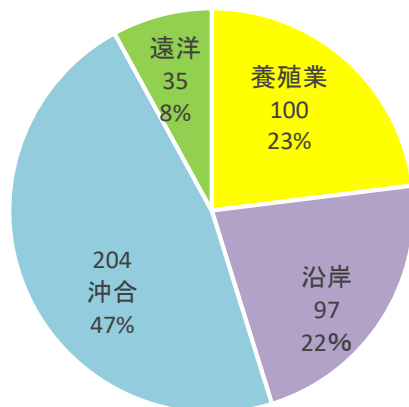


我が国の漁業生産の動向

- 遠洋・沖合漁業は、沿岸漁業に比べて漁船や経営体数は少ないものの、日本の漁業生産量の5割以上を占めており、日本の水産物の安定供給に寄与。また、漁業生産額においても、約4割を占めている。
- 養殖・沿岸漁業は、遠洋・沖合漁業に比べて生産量が少ないが、単価が高いため生産額は多い。(生産量では漁業全体の45%、生産額では65%)。漁船数や経営体数では全体の8割、漁業従事者数も8割を占めている。

生産量

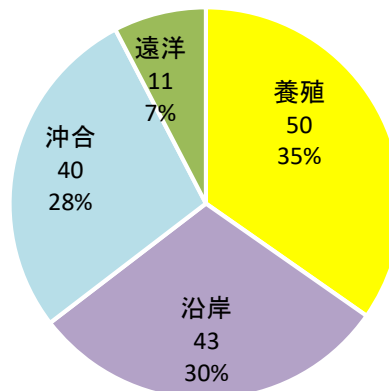
436万トン
(2018年)



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

生産額

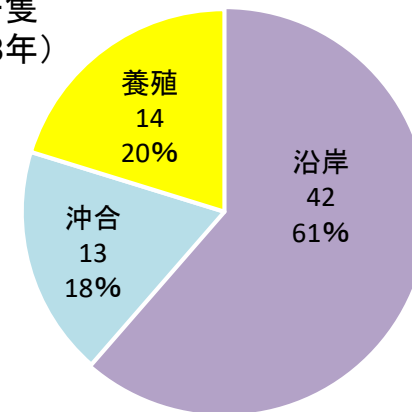
144百億円
(2018年)



資料: 農林水産省「漁業生産額」(総額)
注: 内訳の金額は、農林水産省「漁業センサス2018」の漁業種類別販売金額を基に推計

漁船数

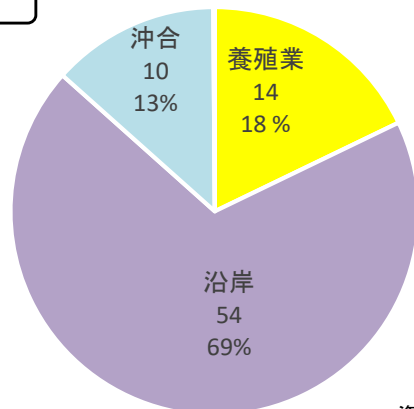
69千隻
(2018年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2018」
注: 「遠洋」は248隻(0.4%)

経営体数

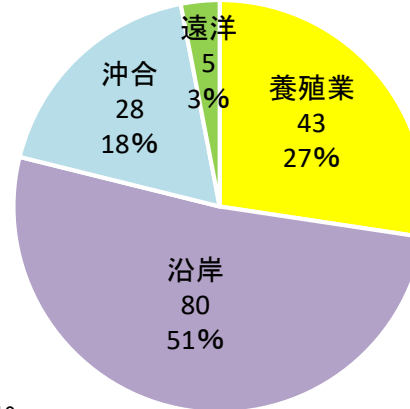
79千経営体
(2018年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2018」
注: 「遠洋」は95経営体(0.1%)

漁業従事者数

156千人
(2018年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2018」
注: 「漁業従事者数」は、2018年11月1日時点の海上作業従事者数

- 注1: 内水面漁業・養殖業を除く。
注2: 「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄(遠洋)、かつお一本釣り(遠洋)、いか釣(遠洋)が含まれる。
注3: 「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中・小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣(近海、沿岸)が含まれる。
注4: 「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣、その他の釣、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

漁業種類別の漁業生産力

- 漁業種類ごとに見ると、大中型まき網等は、生産量が多く、経営体や漁船数は少ないため、1経営体当たり・1隻当たりの生産量が多い。
- 他の漁業種類は、経営体数や漁船数が非常に多く、総じて生産性が低い。

	漁業種類名	概要	主な魚種 (下線はTAC魚種)	生産量 (トン)	経営体数 (経営体)	漁業者数 (人)	漁船数 (隻)	1経営体当たり	1漁業従事者当たり生産量	漁船1隻当たり
								生産量 (トン/経営体)	(トン/人)	生産量 (トン/隻)
	日本の漁業全体			3,359,456	79,067	153,490	69,920	42.5	21.9	48.0
遠洋	海外まき網 【大臣許可】	北緯20以南の太平洋にてかつお・まぐろ類をまき網で漁獲する漁業	カツオ、メバチ、キハダ等	205,783	14	505	53	14698.8	407.5	3882.7
	遠洋まぐろはえ縄 【大臣許可】	主に公海上ではえ縄によりまぐろ類を漁獲する漁業	クロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ等	74,247	60	991	156	1237.5	74.9	475.9
	遠洋底びき網 【大臣許可】	周辺水域外で底びき網を使用して操業する漁業(15t以上)	スケトウダラ、キンメダイ、カラスカレイ等	8,078	3	70	5	2692.7	115.4	1615.6
沖合	沖合底びき網 【大臣許可】	周辺水域で底びき網を使用して行う漁業(15t以上)	スケソウダラ、ホッケ、カレイ、スワイガニ等	214,618	248	2,071	317	865.4	103.6	677.0
	大中型まき網 【大臣許可】	周辺水域等でまき網を使用して行う漁業(40t以上)	サバ、イワシ、アジ、スルメイカ、カツオ、マグロ等	951,101	70	2,719	398	13587.2	349.8	2389.7
	さんま棒受け網 【大臣許可】	周辺水域等で棒受け網を使用してさんまを獲る漁業(10t以上)	さんま	128,947	107	1,309	131	1205.1	98.5	984.3
	いか釣り 【大臣許可】	周辺水域等でいかを対象とした釣り(30t以上)	スルメイカ、アカイカ、ヤリイカ等	10,449	37	402	58	282.4	26.0	180.2
沿岸地先沖合	中型まき網等 【知事許可】	沿岸水域でまき網を使用して行う漁業(5t以上40t未満)等	サバ、イワシ、アジ等	426,726	309	3,431	1,329	1381.0	124.4	321.1
	小型底びき網 【知事許可】	沿岸水域で底びき網を使用して行う漁業(15t未満)		382,688	6,165	9,864	6,859	62.1	38.8	55.8
	刺網 【知事許可】	刺し網(かじき等流し網等以外)を使用して行う漁業		128,524	10,255	14,599	8,789	12.5	8.8	14.6
	大型定置網 【漁業権】	沿岸水域で定置網を使用して行う漁業(設置水深27m以上)	イワシ、サバ、アジ、ブリ、マグロ等	235,124	409	5,034	1,180	574.9	46.7	199.3

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(生産量(2018年)※いか釣りは2019年)、「漁業センサス2018」(経営体数、漁業者数、漁船数)
注：「漁業者数」のうち、日本の漁業全体以外の値については、2018年11月1日現在の海上作業従事者数であり、経営体数より少ない場合がある。

水産資源の現状

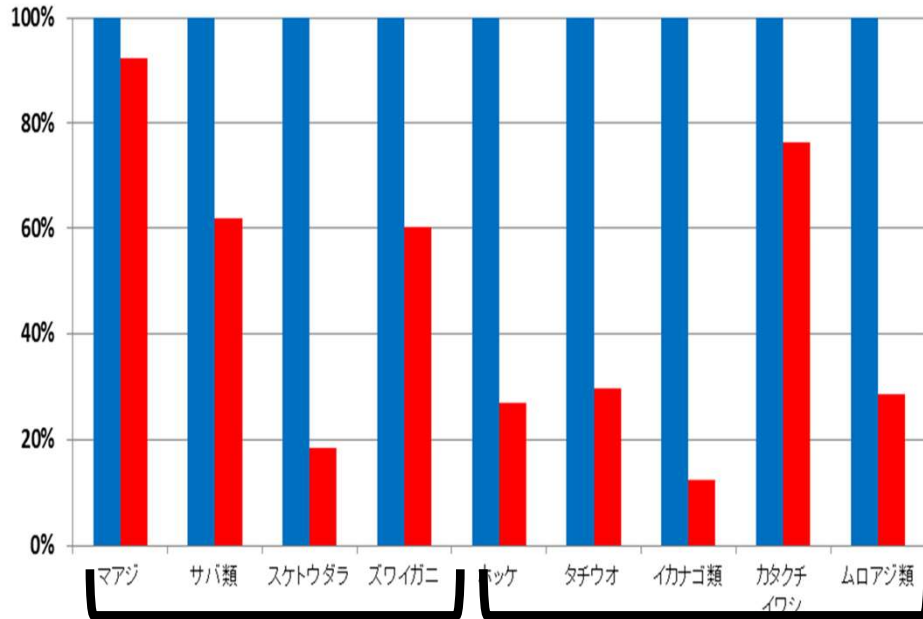
- 漁業生産量の減少については様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、漁業生産量の減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。
- 数量管理(漁獲量自体の制限による資源管理)を行った水産資源については、それ以外の水産資源に比べて、漁業生産量の減少の程度が小さい。
- MSYベースの資源評価を行った8魚種14系群のうち、資源量も漁獲の強さも共に適切な状態であるものはマアジ対馬暖流系群など3魚種3系群、資源量は適切な状態にあるが漁獲の強さは過剰であったものはマイワシ太平洋系群、資源量はMSY水準よりも少ないが漁獲の強さは適切な状態であるものはホッケ道北系群など3魚種3系群、資源量はMSY水準よりも少なく漁獲の強さも過剰であったものはマサバ太平洋系群など4魚種7系群である。
- MSYベース以外の資源評価では、評価した45魚種73系群について、資源水準が高位にあるものが18系群、中位にあるものが17系群、低位にあるものが38系群である。

管理手法による生産量の比較

<TAC(漁獲可能量)制度>

国が水産資源ごとに年間の漁獲量の上限を設定することにより行う資源管理(数量管理)

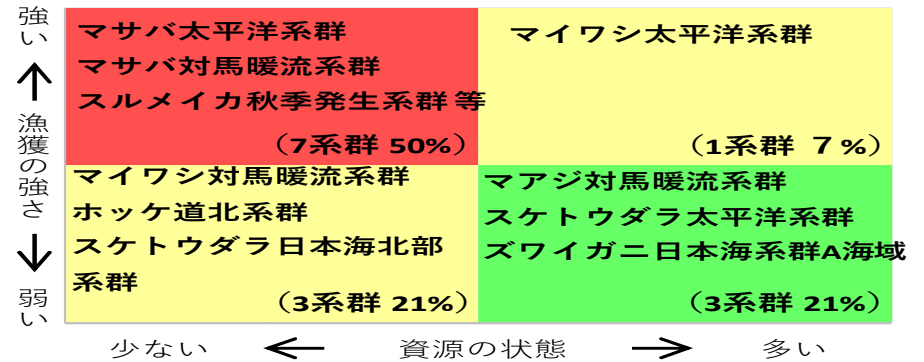
昭和59年の生産量(■)に対する、平成28年の生産量(■)の比率
(昭和59年の生産量を100%)



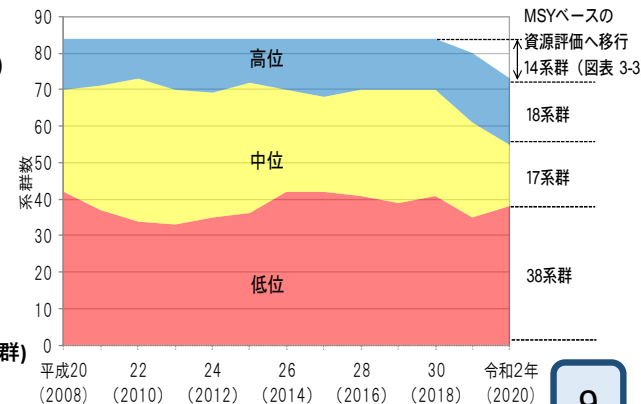
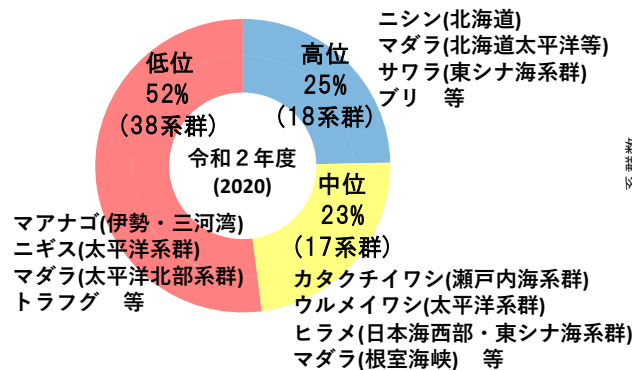
TACにより管理をする水産資源

TAC以外の手法により管理する水産資源

我が国周辺の資源水準の状況 (MSYをベースとした資源評価 8魚種14系群)



我が国周辺の資源水準の状況(「高位・中位・低位」の3区分による資源評価 45魚種73系群)



新たな資源管理の流れ

- 漁獲量の回復を目指し、資源調査及び独立した機関における資源評価を行い、評価結果に基づいた資源管理目標を定め、関係者の意見を踏まえながら管理措置を実施し、操業において得られたデータを資源調査に活かすサイクルである新たな資源管理システムの構築、推進を実施

【 資源調査 】

(行政機関／研究機関／漁業者)

○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ 漁獲情報 (漁獲量、努力量等)
- ・ 漁獲物の測定 (体長・体重組成等)

○調査船による調査

- ・ 海洋観測 (水温・塩分・海流等)
- ・ 仔稚魚調査 (資源の発生状況等) 等

○海洋環境と資源変動の関係解明

- ・ 最新の技術を活用した、生産力の基礎となるプランクトンの発生状況把握
- ・ 海洋環境と資源変動の因果関係解明に向けた解析

○操業・漁場環境情報の収集強化

- ・ 操業場所・時期
- ・ 魚群反応、水温、塩分等

【 資源評価 】

(研究機関)

行政機関から独立して実施

○資源評価結果 (毎年)

- ・ 資源量
- ・ 漁獲の強さ
- ・ 神戸チャート (※) など

※ 資源水準と漁獲圧力について、最大持続生産量を達成する水準と比較した形で過去から現在までの推移を表示したもの

○資源管理目標等の検討材料 (設定・更新時)

1. 資源管理目標の案
2. 目標とする資源水準までの達成期間、毎年の資源量や漁獲量等の推移 (複数の漁獲シナリオ案を提示)

【 資源管理目標 】

(行政機関)

関係者に説明

1. ①最大持続生産量を達成する資源水準の値 (目標管理基準値)
②乱かくを未然に防止するための値 (限界管理基準値)
2. その他の目標となる値 (1. を定めることができないとき)

【 漁獲管理規則 (漁獲シナリオ) 】

(行政機関)

関係者の意見を聴く

【 操業 (データ収集) 】

(漁業者)

○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ ICTを活用した情報収集



【 管理措置 】

関係者の意見を聴く

TAC・IQ

- ・ TACは資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内で設定
- ・ 漁獲の実態を踏まえ、実行上の柔軟性を確保
- ・ 準備が整った区分からIQを実施

資源管理協定

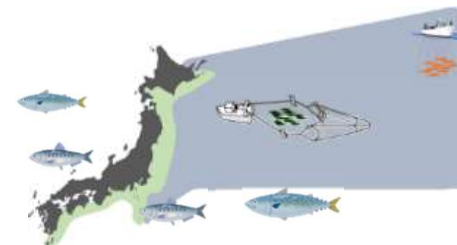
- ・ 自主的管理の内容は、資源管理協定として、都道府県知事の認定を受ける。
- ・ 資源評価の結果と取組内容の公表を通じ管理目標の達成を目指す。

資源調査・評価の充実（資源評価対象魚種の拡大）

- これまで、資源評価は、50種（平成30年度。現行TAC魚種を含む。国際資源であるサンマとクロマグロを除く。）を対象に実施してきた。
- 改正漁業法は、「農林水産大臣は、資源評価を行うに当たっては、全ての種類の水産資源について評価を行うよう努めるものとする」と規定（法第9条第4項）。
- これを受け、令和5年度までに資源評価対象魚種を200種程度に拡大し、それ以降もデータの蓄積と資源評価精度の向上を図ることとしている。（参考：米国は479資源、EUは226資源を評価）

＜資源評価を行う水産資源の条件＞

1. これまでは、広域に分布するものを中心として資源評価を実施。
2. 今後は、以下の条件に合うものから順次調査・評価を開始していく。
 - ① 都道府県から要望を受けた水産資源
 - ② 大臣許可漁業の対象水産資源
 - ③ 広域で漁獲されている水産資源
 - ④ 広域で種苗放流されている水産資源
 - ⑤ 一般に流通している水産資源
 - ⑥ 資源評価に利用できる情報の収集が見込まれる水産資源



トロール調査

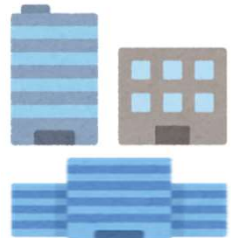


魚群探知機調査



調査船調査

都道府県研究機関



水研機構支所

水産資源研究センター



大学等
研究機関



無人調査機
（ROV・AUV等）



市場調査

水産資源研究センター（水研機構）と都道府県研究機関や大学等との連携を強化

資源調査、評価の充実（資源評価対象魚種の拡大） - 続き -

- 令和元年度は、これまで県が主体となり実施していた水産資源のうち、平成30年度の資源評価対象魚種に含まれない17種を加え、資源評価対象魚種を67種に拡大。
- 令和2年度は、①県から要望を受けた31種、②大臣許可漁業の主な対象である15種、④広域で種苗放流されている6種の合計52種について調査を開始し、119種に拡大。
- 令和3年度は、条件に合う水産資源の中から、73種を選定、調査を開始し、192種に拡大。

【資源評価対象魚種の拡大スケジュール】

平成30年度(計50魚種)

スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ、ゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニ
アオダイ、アカガレイ、アカアマダイ、イカナゴ、イカナゴ類、イトヒキダラ、ウマヅラハギ、ウルメイワシ、エソ類、オオヒメ、カタクチイワシ、カレイ類、キアンコウ、キダイ、キチジ、キンメダイ、ケンサキイカ、サメガレイ、サワラ、シャコ、ソウハチ、タチウオ、トラフグ、ニギス、ニシン、ハタハタ、ハマダイ、ハモ、ヒメダイ、ヒラメ、ブリ、ベニズワイガニ、ホッケ、ホッコクアカエビ、マアナゴ、マガレイ、マダイ、マダラ、マナガツオ類、ムシガレイ、ムロアジ類、ヤナギムシガレイ、ヤリイカ、

令和元年度(計67魚種)

アイナメ、アカムツ、イサキ、イシガレイ、ウスメバル、ガザミ、キピナゴ、クマエビ、クルマエビ、コウイカ、ツクシトビウオ、ツノナシオキアミ、ハマトビウオ、ホソトビウオ、マコガレイ、マルソウダ、メイタガレイ

令和2年度(計119魚種)

アオメエソ、アオリイカ、アカカマス、アブラガレイ、イシカワシラウオ、イセエビ、イボダイ、イラコアナゴ、ウチワエビ、エゾイソアイナメ、オニオコゼ、カイワリ、カサゴ、カワハギ、キジハタ、キツネメバル、キントキダイ、クエ、クロザコエビ、クロソイ、クロダイ、ケガニ、コノシロ、サヨリ、サルエビ、シイラ、シログチ、シロサバフグ、シロメバル、ジンドウイカ、スジアラ、スズキ、ソデイカ、タイワンガザミ、チダイ、トゲザコエビ、ハツメ、ババガレイ、ヒレグロ、ホウボウ、ホシガレイ、ホタルジャコ、ボタンエビ、マダコ、マトウダイ、ミギガレイ、ミズダコ、モロトゲアカエビ、ヤナギダコ、ヤマトカマス、ヨシエビ、ヨロイタチウオ

令和3年度(計192魚種)

アイゴ、アカエイ、アカエビ、アカガイ、アカシタビラメ、アカマンボウ、アカヤガラ、アサリ、アブラボウズ、アラ、アンコウ、イイダコ、イシガキダイ、イシダイ、イトヨリダイ、イヌノシタ、ウバガイ、ウミタナゴ、エゾアワビ、エゾボラモドキ、エッチュウバイ、カガミダイ、カナガシラ、カミナリイカ、カンパチ、キュウセン、クジメ、クロアワビ、クロウシノシタ、クロガシラレイ、ケムシカジカ、コウライアカシタビラメ、コショウダイ、コブダイ、コマイ、サザエ、シバエビ、シマアジ、ショウサイフグ、シライトマキバイ、シラエビ、シリヤケイカ、シロギス、スナガレイ、スマ、タカベ、タナカゲンゲ、チカメキントキ、トコブシ、トヤマエビ、トリガイ、ナカツカ、ニベ、ネズミゴチ、ノロゲンゲ、ハガツオ、ハマグリ、バラメヌケ、ヒメジ、ヒラツメガニ、ヒラマサ、ホタルイカ、ボラ、マゴチ、マダカアワビ、マナマコ、マハタ、マフグ、マルアジ、メガイアワビ、メジナ、メダイ、ユメカサゴ

以降

調査データの蓄積→評価実施・結果公表 ※データ蓄積を通じ資源評価精度の向上を図る。

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（現行TAC魚種）

- 改正漁業法は、資源管理はTACによる管理を行うことを基本とすると規定（第8条第1項）。
 - 現行TAC魚種（8魚種）については、以下のプロセスにより令和3年漁期から最大持続生産量（MSY）ベースの管理へ移行する（サバ類については先行的に令和2年漁期から実施）※。
- ※ 国際機関で管理されているものは、当該機関の決定に基づき設定

【資源管理の流れ】

- 1 水研機構は、資源ごとに、
 - ① MSYを達成するために必要な「資源量」と「漁獲の強さ」を算出し、
 - ② それらと現在の「資源量」と「漁獲の強さ」を比較した評価（神戸チャート）を行うとともに、
 - ③ MSYを達成させるための管理方法の検討を行う材料（資源管理目標と漁獲シナリオ）を提供



- 2 ステークホルダー会合の結果を踏まえ、資源管理目標と漁獲シナリオを決定

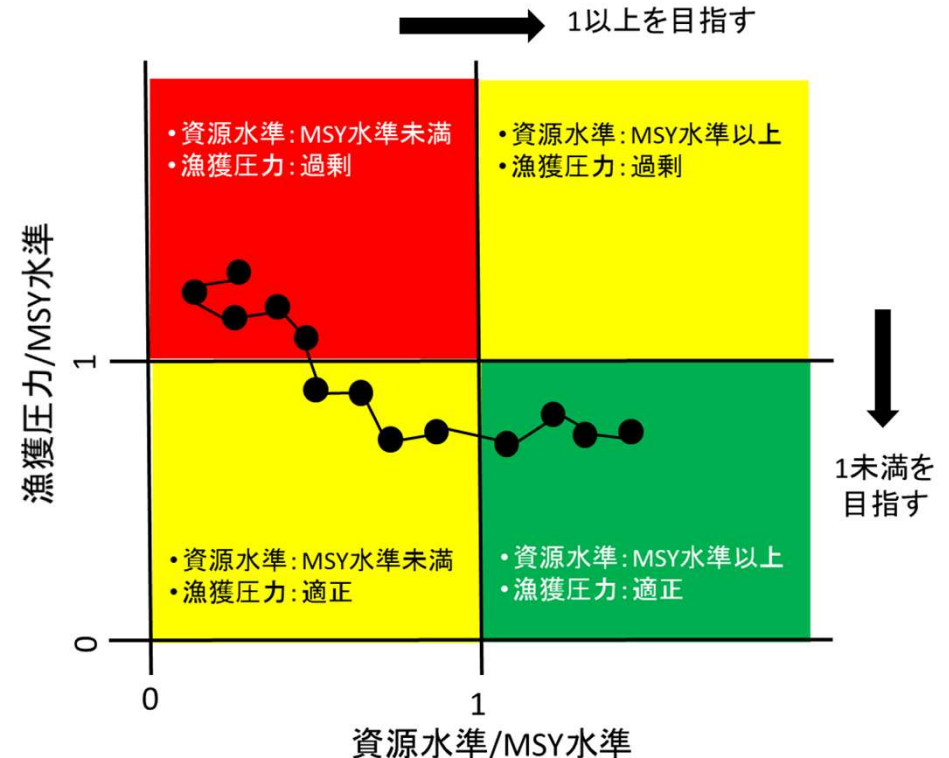


- 3 資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内でTACを設定

【神戸チャート*】

我が国の資源評価は、従来は資源量だけだったが、漁獲の強さに加え、最大持続生産量を達成する水準との関係を図示したものが神戸チャート。

* 資源の状態と漁業の状態の過去からの推移を分かりやすく可視化するために作成されたグラフ。この名称は、2007年に神戸で開催された「第1回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合」に由来。



IQ管理の導入

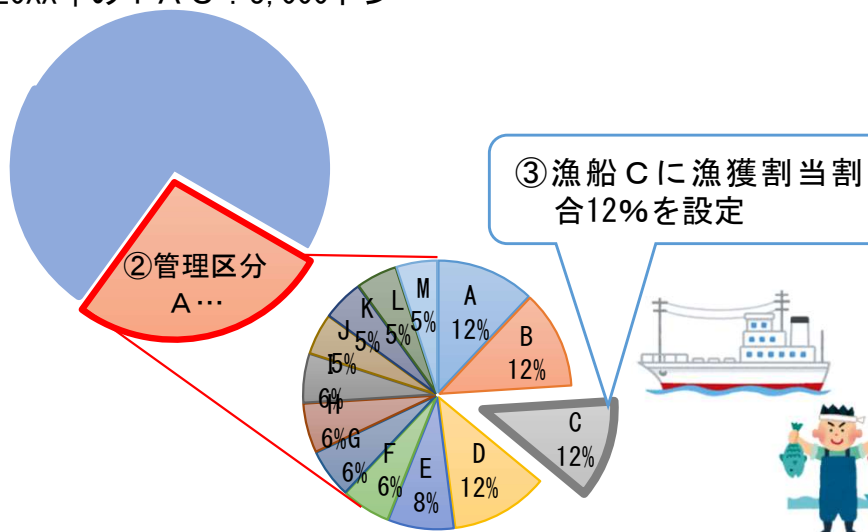
- 改正漁業法は、TACによる管理は漁獲割当て(IQ)により行うことを基本とすると規定(第8条第2項・第3項)。
- このため、大臣許可漁業については、
 - ① 現在IQ的管理が行われているもの、現行制度で漁獲量の割当てを実施しているものについて、改正漁業法に基づくIQ管理を導入する。
 - ② 令和5年度までに、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にIQ管理を原則導入する。
- 沿岸漁業においてもQ的な数量管理が行われているものについては、資源管理協定の管理措置に位置づけるとともに、TAC魚種については、魚種、地域によって改正漁業法に基づくIQ管理への移行を目指す。

第8条第2項 漁獲可能量による管理は、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行うものとする。

同第3項 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等(船舶その他の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備をいう。以下同じ。)ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること(以下この章及び第43条において「漁獲割当て」という。)により行うことを基本とする。

漁獲割当て割合の設定(有効期間は5年間で基本)

①20XX年のTAC: 3,000トン



年次漁獲割当量の設定(管理年度ごと)

①20XX年のTAC: 3,000トン

②管理区分Aへの配分量: 800トン

③漁船Cの漁獲割当て割合: 12%

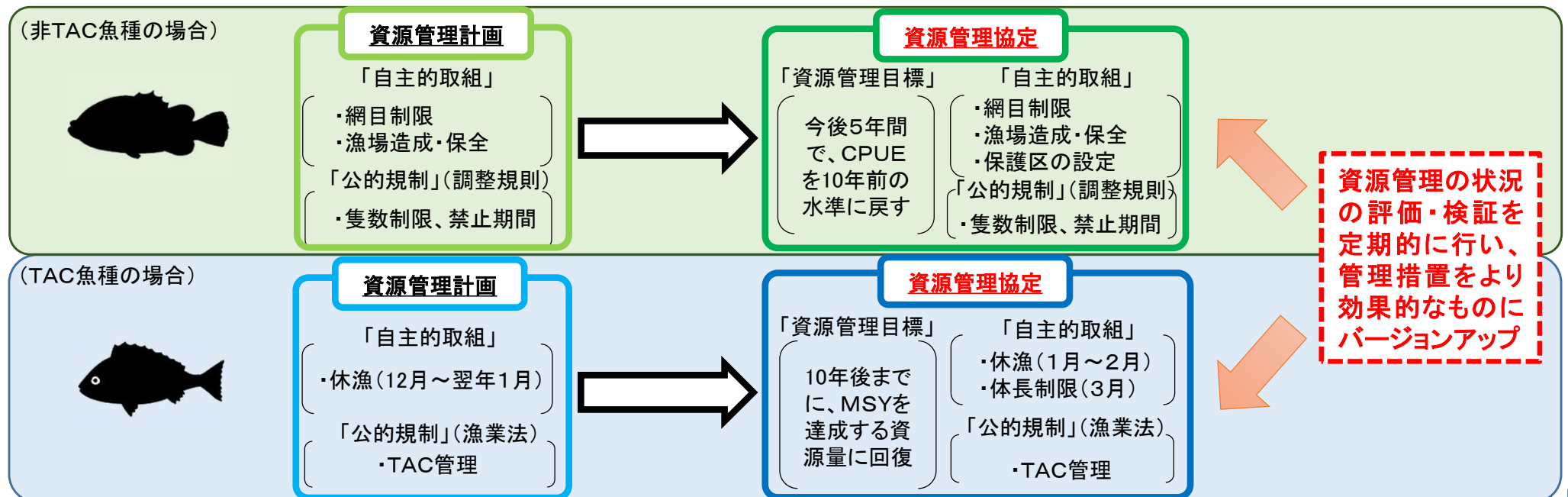
$$800 \times 12\%$$

漁船Cの20XX年の年次漁獲割当量(IQ): 96トン

資源管理協定の下での自主的資源管理の充実

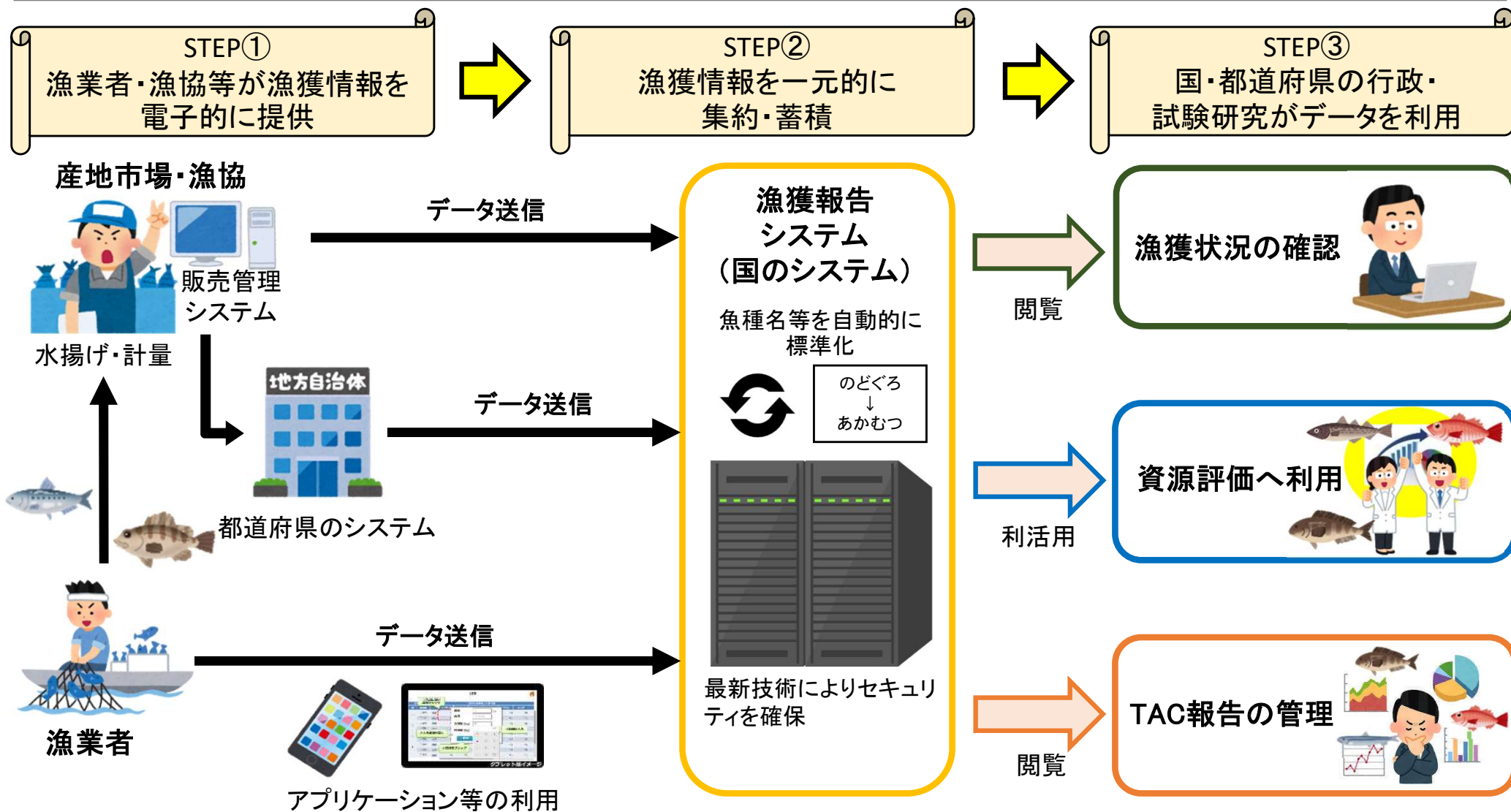
- 沿岸漁業の生産量は漸減傾向であり、かつ非TAC魚種の漁獲は量で約6割、生産額で約8割あるため、非TAC魚種に対する効果的な資源管理の導入は急務。
- このため、沿岸漁業で実践されている漁業者自身による自主的な資源管理(自主的資源管理)を引き続き行うこととするが、改正漁業法を踏まえ、以下の取組を行う必要がある。
 - ① 非TAC魚種についても、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理目標を設定する。
 - ② 資源管理目標の達成に向け、改正漁業法に基づく「資源管理協定」を策定し、資源の保存及び管理に効果的な取組を実践する(従来は「資源管理計画」(2,041計画(令和元年8月現在))。)
 - ③ 資源管理の状況の評価・検証を定期的に行い、これにより管理措置をより効果的なものにバージョンアップしていく。検証結果は公表し、透明性の確保を図る。

＜資源管理計画から資源管理協定への移行のイメージ＞



資源評価・資源管理の高度化に向けた電子的情報収集体制の整備

- 改正漁業法に基づく許可漁業等の漁獲報告について、生産現場の事務的な負担を軽減しつつ報告を可能とし、報告で得られた水揚げ量等の各種データを資源評価等へ利用できる電子的情報収集体制の整備を推進。
- 令和3年度は、全国の主要な漁協・産地市場等からデータを収集するため、200カ所の導入を目途に、データ収集を行うためのシステムの現場導入を目指す。



漁業許可制度の概要

- 漁業許可制度は、漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、当該漁業を営むてはならない制度。
- 漁船や漁業者が減少する中で、漁業の生産性を高めることが急がれる中で、生産コストの削減、安全性・居住性・作業性の向上、漁獲物の鮮度保持等といった漁船漁業の競争力の強化が重要。
- 改正漁業法では、大臣許可漁業の適格性要件に生産性を加えるとともに、一斉更新をやめ、随時許可を出せるようにした。

操業の効率化

○ かつお一本釣り漁船（静岡県）

- 漁獲能力を向上させずに漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
- 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能、操業が効率化。
- 機械室を拡大し、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。



機能・安全性の向上

○ 沖合底びき網漁船（宮城県）

- 漁獲能力を向上させずに漁船総トン数を75トンから105トンに増加。
- 冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことにより、漁獲物の鮮度保持機能が向上。
- 船体の大型化により復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性を確保。



漁業許可（漁船のトン数制限）

- 漁業の許可に当たり、総漁獲量をコントロールする目的で、事前に漁業毎に漁船の総トン数（＝漁船の大きさ）と総トン数別の隻数等を定めている漁業種類がある。
- 今後、操業期間の制限等により、国が責任を持って資源管理の実施、紛争防止を確認した上で、漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船については、船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。（知事許可も準用）

各国の生産性

<従来の漁業別の総トン数>

① 指定漁業

- ・ 沖合底びき網漁業（15～170トン）
- ・ 以西底びき網漁業（160～170トン）
- ・ 大中型まき網漁業（15～760トン）
- ・ かつお・まぐろ漁業（120～600トン）
- ・ 北太平洋さんま漁業（10～200トン）
- ・ いか釣り漁業（80～440トン） 他

② 特定大臣許可漁業

- ・ ずわいがに漁業（10～120トン）
- ・ 東シナ海等かじき流し網漁業（10～200トン）
- ・ 東シナ海はえ縄漁業（10～20トン） 他

国名	漁業者数	漁船数	漁業者1人当たり生産量	漁船1隻当たり生産量
	(千人)	(隻)	(トン/人)	(トン/隻)
アイスランド	3	1148	426.1	1113
ノルウェー	11	6025	241.7	441
スペイン	23	8,976	40.4	103
ニュージーランド	2.6	1168	156.8	349
米国	164	8,623	29.0	552
日本	153	69,920	21.9	48

注1: 括弧内は実操業船のトン数規模 注2: 漁業種類によって、トン数階層を細分化

資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本の生産量(2018年))、「漁業センサス2018」(日本の経営体数、漁業者数、漁船数)、
OECD「OECD.Stat」(日本以外の漁業者数(2018年)、漁船数(2018年))※一部推計値を含む、米国の漁船数は2017年)、FAO「Fishstat」(日本以外の漁業生産量(2018))

(参考) 省人化が進み居住性も高いノルウェー漁船(出典: ノルウェー漁業省)

<トン数制限の性格>

漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとして船舶の総トン数ととらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方(漁船の大きさは、魚倉容積、積載漁具、曳網能力を反映)。



沿岸漁業の特徴

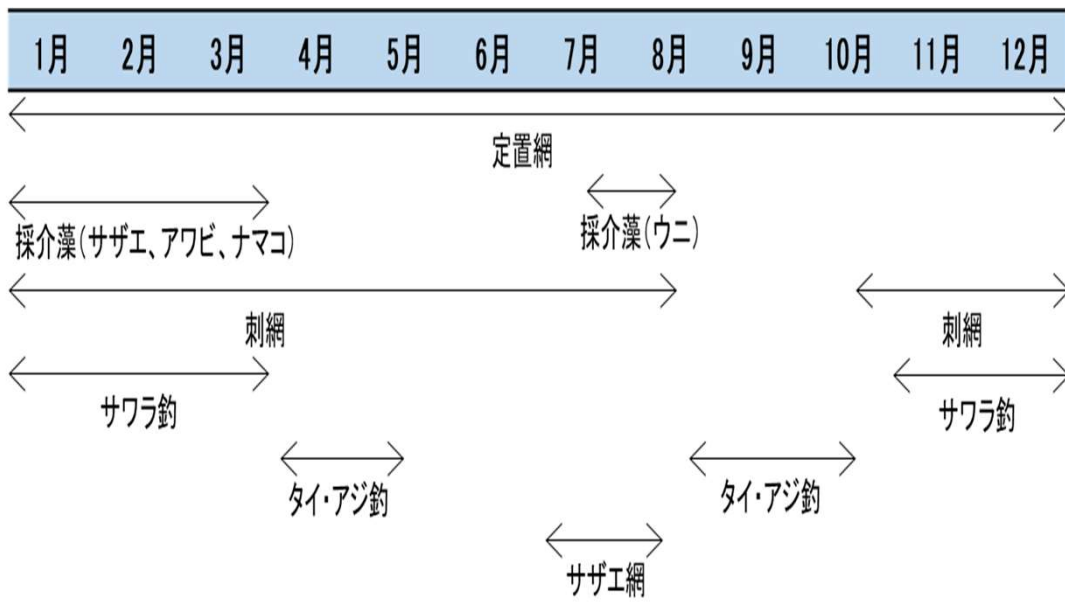
- 沿岸漁業では、多獲性魚種だけでなく、少量だが単価の高い魚種も含め、多種多様な魚種が水揚げ。
- ウニ、アワビ等の磯根資源についても、大きさや操業期間を制限するなどして持続的に利用。
- 沿岸漁業者は、複数の漁業種類を兼業し、対象魚種の来遊状況等に応じて操業を切り替えていることが一般的。

沿岸漁業の操業イメージ



出典：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター<<http://www.ryoushi.jp/>>を元に水産庁編集

沿岸漁業の操業状況(島根県のAさんの事例)



多数の漁業者による養殖事例

多数の漁業者が養殖を営んでおり、漁業者の経営状況や漁場内の条件差等を踏まえた区画の配分などの利用調整が求められるケース

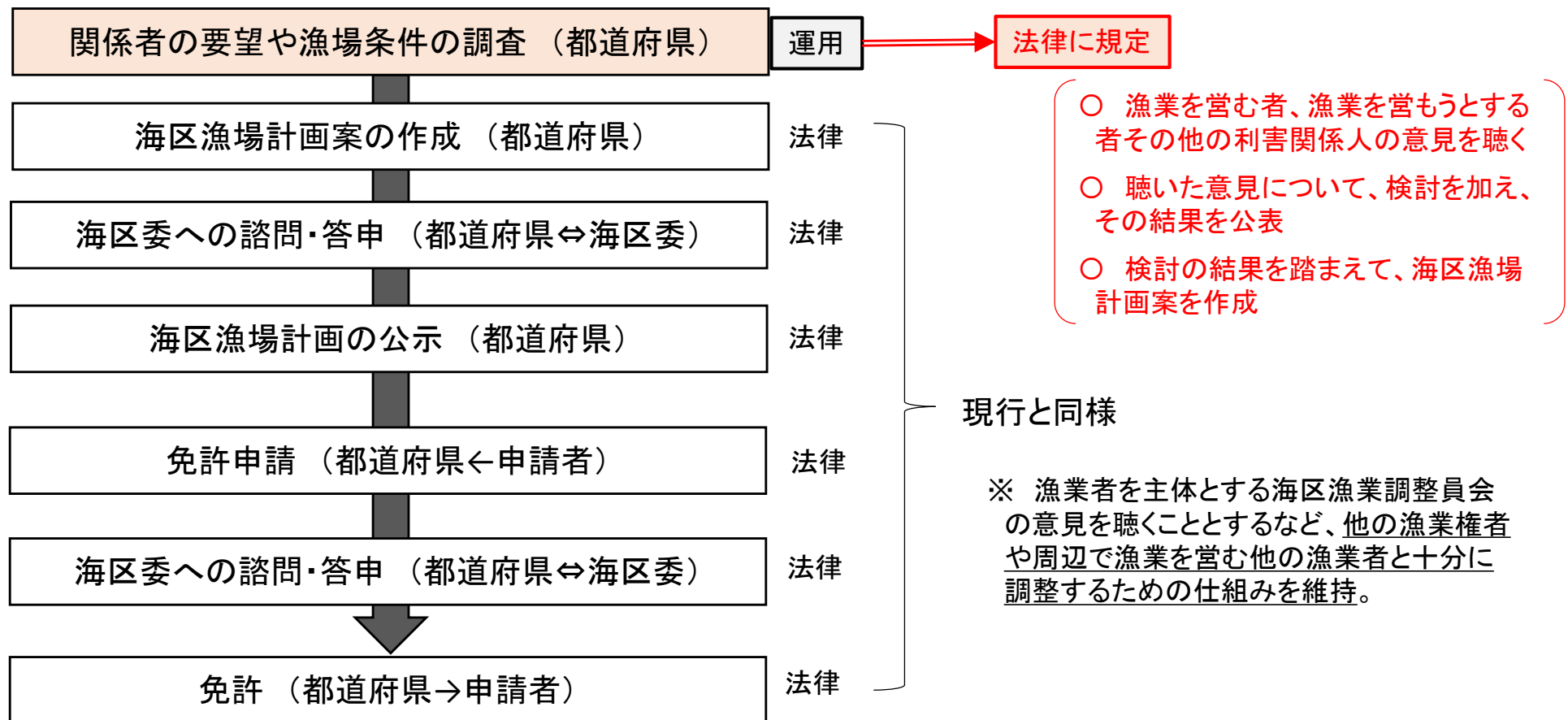
(例) 有明海におけるのり養殖(イメージ)



海面利用制度（免許までのプロセスの見直し）

- 現行制度では、都道府県は水面を最大限に活用し、漁業生産力を発展させるため、免許に先立って、関係者の要望や調査を行い、免許の内容等を定めた計画(いわゆる「漁場計画」)案を策定。
- その後、都道府県は海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、決定・公示。
- 今後は、現行のプロセスを維持した上で、免許のプロセスの透明性を向上させるため、関係者からの要望聴取・その結果の公表を法律で義務づけ。(第64条)

免許のプロセスに係る変更点



海面利用制度（免許の優先順位の見直し）

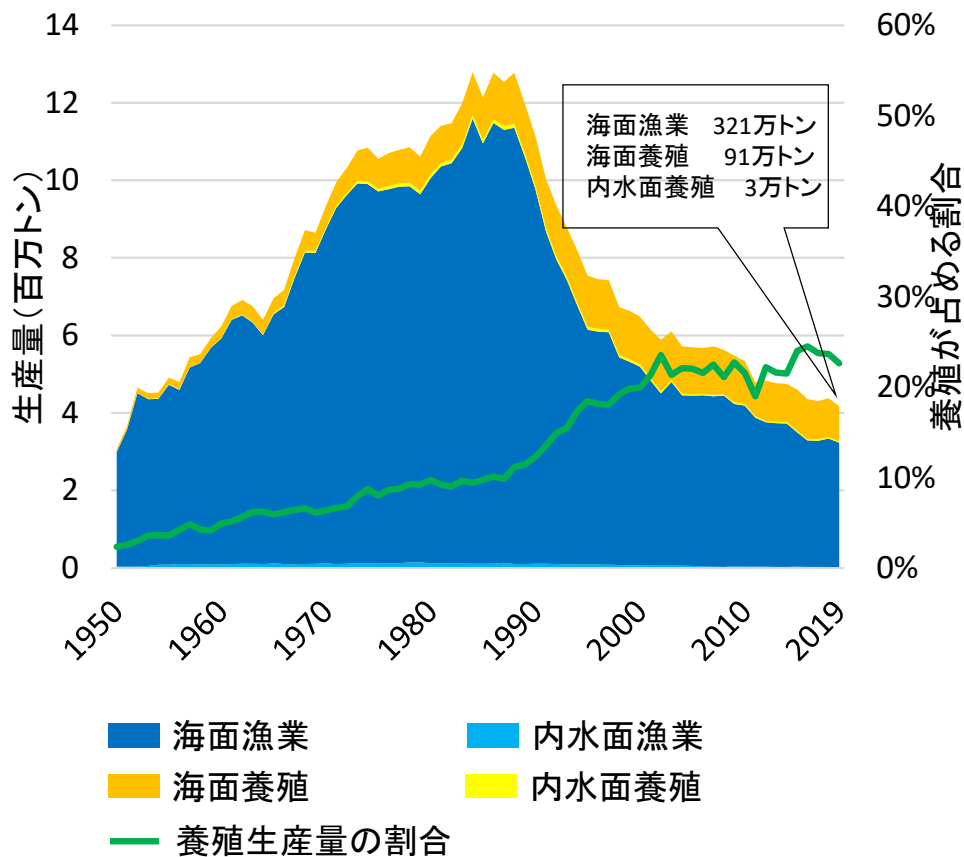
- 漁業権は水面を排他的に漁場利用できる権利であり、5年又は10年で有効期間が終了する。有効期間終了後は再度免許申請が必要。
- 従来の制度は、法律で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定していたため、存続期間満了時に、優先順位のより高い者が申請してきた場合には、既存の漁業権者が再度免許を受けられず、経営の持続性・安定性を阻害する恐れがあった。
- 漁業法改正により、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許(第73条)するとともに、新規免許については、地域の水産業に最も寄与する者に付与することになった。

	有効期間	改正後	改正前
共同漁業権	10年	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	5年	漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定
区画漁業権	10年	団体漁業権：漁協(管理) 個別漁業権：漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許) ※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定。	漁業者 (真珠養殖業) ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定
			特定区画漁業権 漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定

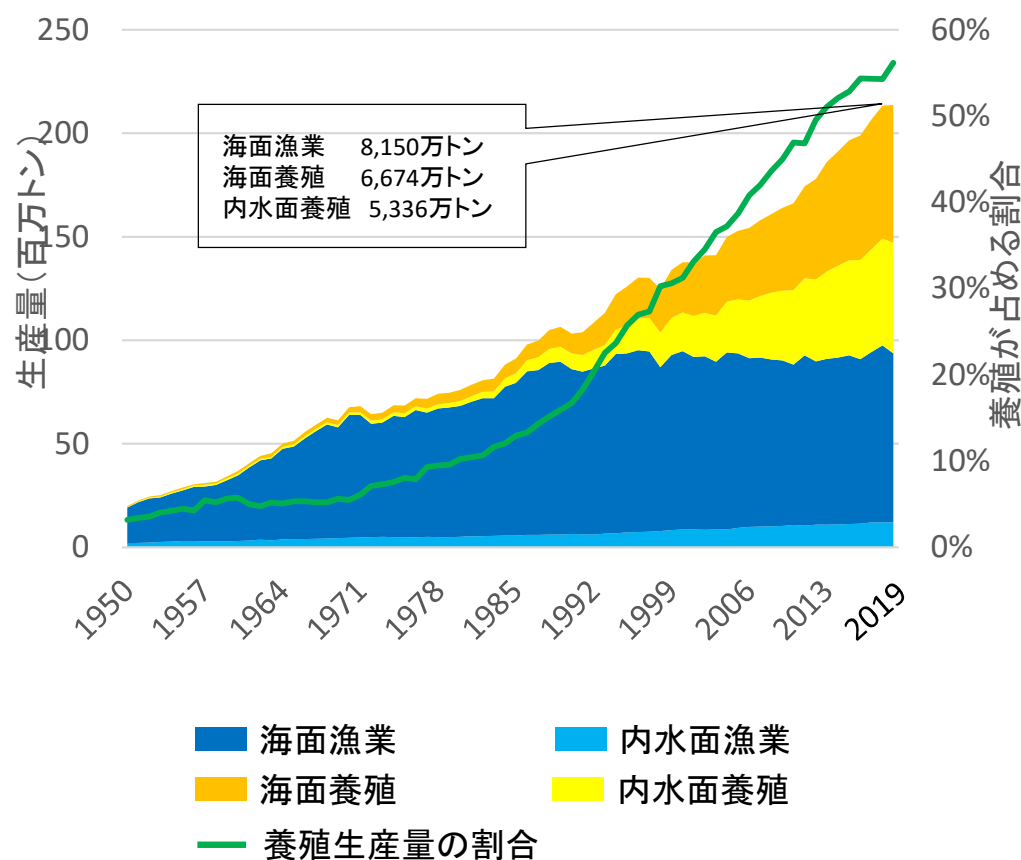
養殖業生産量の動向

- 我が国の養殖業における生産量は、昭和63(1988)年まで増加した後、近年減少傾向にあるものの、漁船漁業の生産量の減少により漁業生産量全体に占める割合は20%程度で推移している。
- 全世界では、藻類養殖や内水面養殖の生産量が大幅に増加してきた結果、世界の養殖生産量は過去20年間に於いて約4倍に拡大し、漁業生産量全体の50%を超えている。

我が国の漁業生産量の推移と
養殖業生産量の占める割合の推移

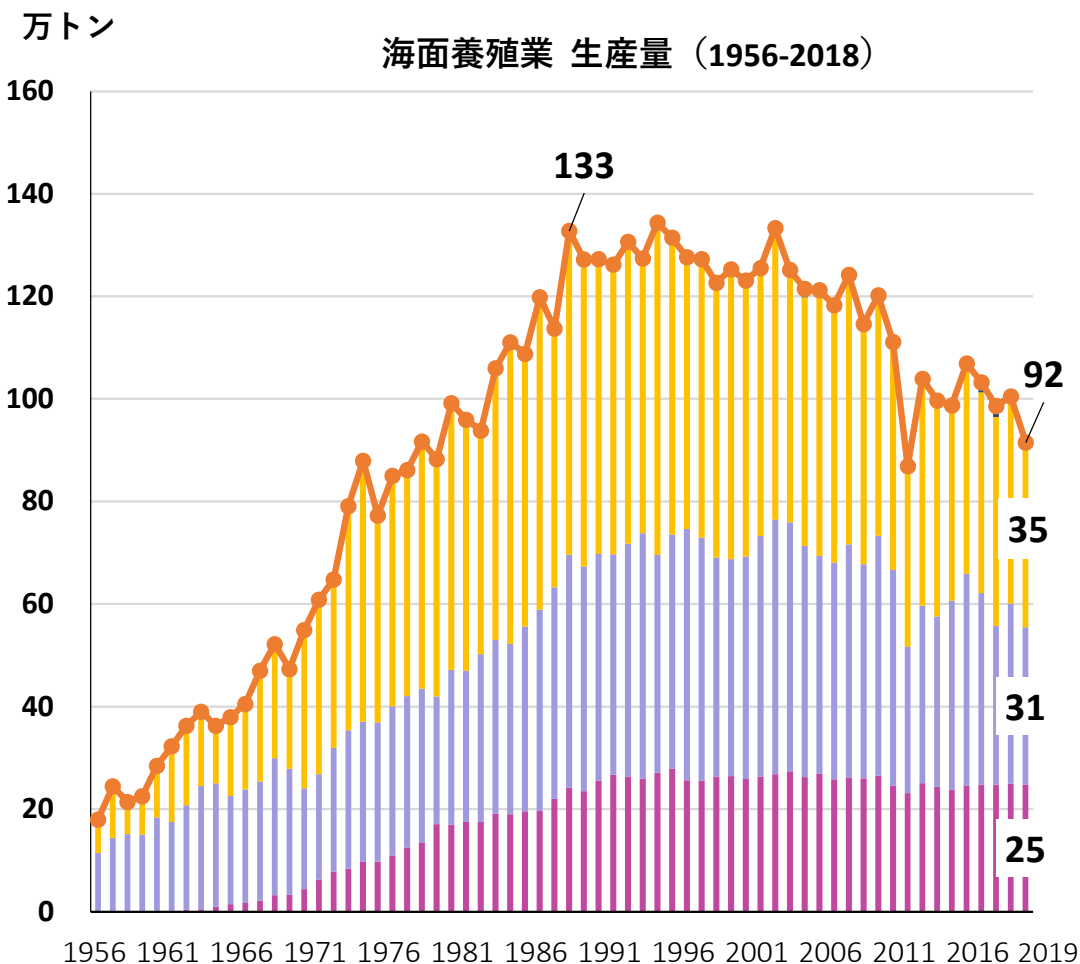


世界の漁業生産量の推移と
養殖業生産量の占める割合の推移

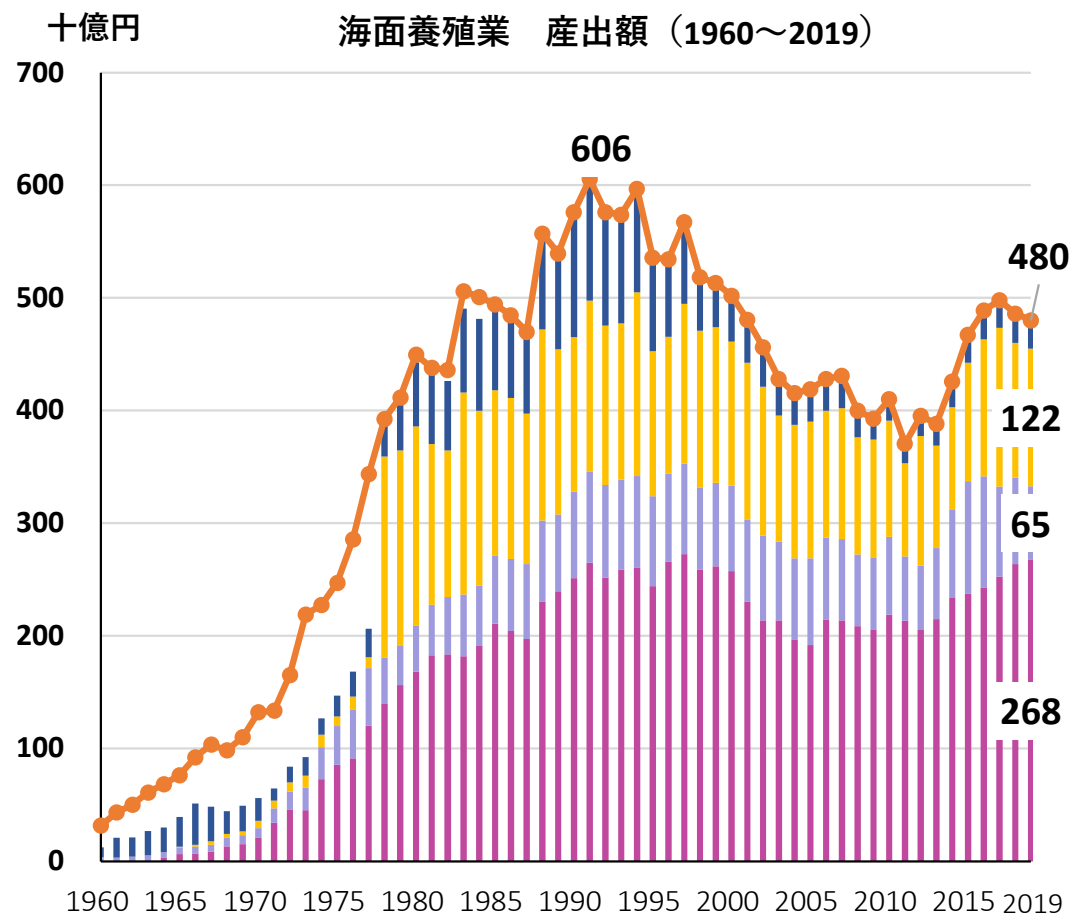


我が国魚類養殖業の動向

- 我が国養殖業は海面養殖業を中心に営まれており、生産量は92万トン、算出額は4,802億円、その中で海面魚類の生産量は約4分の1であるが、生産金額においては全体の約50%を占める。



- 海面魚類小計
- 海面貝類小計
- 海藻類小計
- 海面養殖業計
- 海面養殖業その他



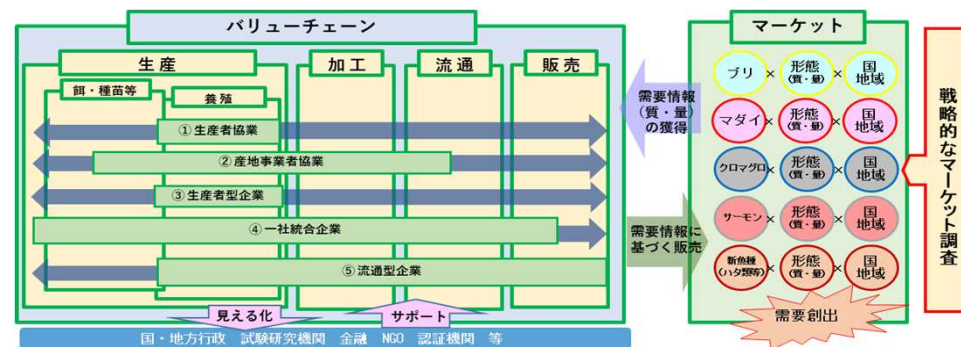
- 海面魚類小計
- 海面貝類小計
- 海藻類小計
- 海面養殖業計
- 海面養殖業その他

養殖業成長産業化総合戦略の策定

- 昨年7月に魚類養殖についての養殖業成長産業化総合戦略を策定した。総合戦略に沿って成長産業化の取組を進めているところ。
- 養殖業においては、①生産から販売まで大手企業一社統合方式、②地元企業が漁協等の協力を得て生産・販売にいたるもの、③生産者と産地商社が連携してブランド魚の養殖を行う産地事業者協業型など多様な取組がなされている。
- 今後は改正漁業法により空き漁場等の有効利用を図ることとしていることから、多様な経営体の発展・参入が期待される。

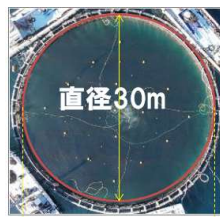
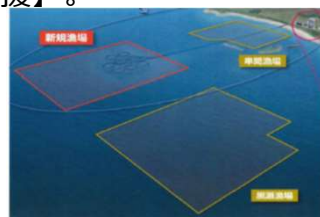
養殖総合戦略の策定

- 養殖業の成長産業化を図るために総合戦略を策定。計画的に4定の魚介類の供給を実現していける養殖業を振興。
- 需要に応じた生産を行う「マーケット・イン型養殖業」へ転換を推進。現場で行われている取組実例（5類型）を踏まえ、生産・加工・流通・販売の各段階が連携・連結し、バリューチェーンの価値向上を目指す方向を提示。



大手企業（一社統合）

- ニッスイは、生産（飼料、種苗、養殖）から販売まで一貫して自社で行うことで、消費者ニーズに合致した品質の安定した生産物を計画的に供給。
- 天然資源に依存しない完全養殖を実現するため、人工種苗の研究開発・生産を推進。
- 生産規模拡大のため、大規模沖合養殖システム等を導入。本年1月から、宮崎県で実証を開始予定【もうかる養殖で支援】。



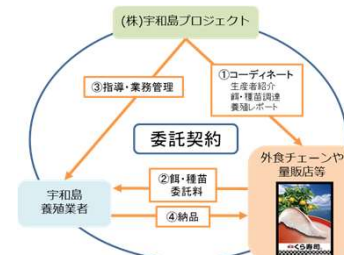
地元企業

- 青森県の地元企業である（株）オカムラ食品工業が、深浦漁協等の協力を得て、サーモン養殖に参入。種苗生産から一貫で取り組む。
- 2020年には約800tの水揚げを達成。イオン系列店や宅配寿司等で販売するとともに輸出（約30t）。
- 販売先のニーズを踏まえ、本年度中にフィレ加工機等を導入し、2021年には、1200tまで増産予定【マーケット・イン型養殖業等実証事業で支援】。



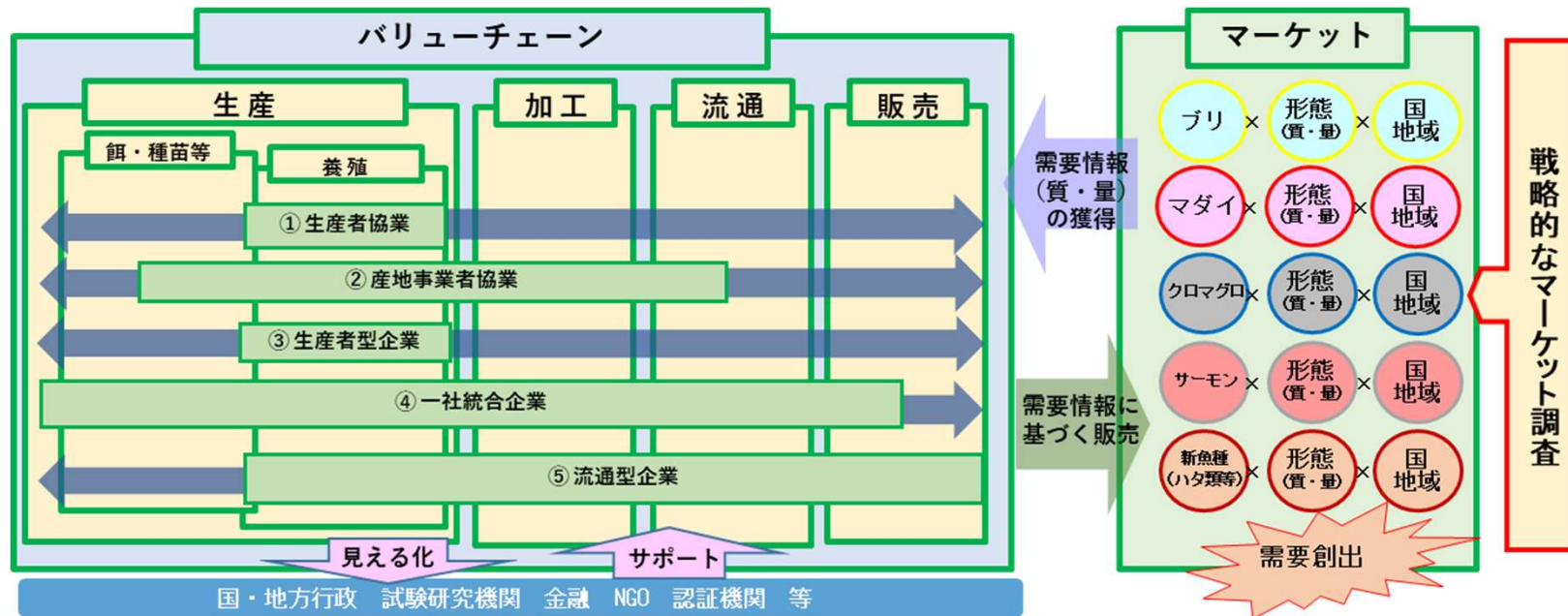
産地事業者協業

- 愛媛県の（株）宇和島プロジェクトは、養殖業者と連携し、「みかんブリ」等のブランド魚を作り、国内外食チェーンや量販店へ販売するとともに海外販路（米国、香港、中国等）を開拓。
- また、生産者の経営安定等のため、外食チェーン等が、養殖業者に委託料を払って、自身が所有する稚魚の養殖を委託する取組を本年から新たに開始する方向で調整中【生産委託通達で明確化】。



マーケットイン型養殖業について

- 近年のサケ、スルメイカなどの不漁により水産物の供給が不安定・低迷している情勢において、4定の生産を実現しやすい養殖業の振興を図っていく。
- 需要に応じた品目や利用形態の情報を能動的に入手し、「マーケット・イン型養殖業」へ転換。取組事例(5類型)を踏まえ、生産・加工・流通・販売の各段階が連携や連結し、バリューチェーンの価値向上へ。



○ 将来めざす姿:取組事例の5類型

生産者協業	産地事業者協業	生産者型企业	1社統合企業	流通型企业
複数の比較的小規模な養殖業者が連携し、販売業者との委託契約等を通じ生産・販売。	養殖業者と漁業協同組合や産地の餌供給・加工・流通業者との連携し生産・販売。	養殖を本業とする漁業者が、地域の養殖業者からの事業承継や新規漁場の使用等により規模拡大を進めて企業化し、生産・販売する形態。	養殖バリューチェーンの生産(餌・種苗等、養殖)、加工、流通、販売機能等の全部又は大部分を1社で行う企業による生産・販売。	流通業や食品販売業を本業とする企業が、経験を有する養殖業者の参画や技術習得の期間を経て養殖業に参画し生産・販売。

戦略的養殖品目と成果目標について

- 将来、国内外で需要が量的・地域的に拡大が見込まれること、現在又は将来の生産環境を考慮して我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目を戦略的養殖品目として設定。

戦略的 養殖品目	2030年 生産目標	2030年 輸出目標	対象マーケット	生産方向
ブリ類 	24万トン	1,600億円	◆ 北米市場の拡大、アジア・EU市場、国内需要創出 等	□ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
マダイ 	11万トン	600億円	◆ アジア市場の拡大、EU等の市場、国内需要創出 等	□ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
クロマグロ 	2万トン	—	◆ 国内市場の維持、アジア市場等の拡大	□ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
サケ・マス類 	3～4万トン	—	◆ 国内の輸入養殖サーモン市場の獲得	□ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
新魚種(ハタ類等) 	1～2万トン	—	◆ アジア等市場の創出、国内天然魚需要の代替	□ 天然魚市場と差別化した生産体制の構築。

海区漁業調整委員会の概要

- 海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となった漁業調整を自ら実践するため設置。
- 海区漁業調整委員会は、漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示などの法律に基づく権限を有する。

海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等について、大臣が定めた海区ごとに設置。

28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では数海区設置され、全国で64海区。

※「海面等」には、海面のほか、海面として指定された琵琶湖等の湖沼を含む。

海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者のために漁業調整を行う観点から、以下の権限を有する。

(主な権限)

- 都道府県資源管理方針の策定、漁場計画の策定、漁業権の免許、沿岸漁場管理団体の指定等について、知事への意見
- 漁業調整のための指示
- 土地等の使用について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定する 等

漁業調整委員会の構成

海区漁業調整委員会は、漁業者委員、学識経験委員、公益代表委員の計15名(条例により10~20名の間で変更可)から構成。

- ・漁業者委員 : 過半数以上(総数15名の場合、最大13名まで可。知事選任(議会の同意))
- ・学識経験委員・公益代表委員 : 資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。(知事選任(議会の同意))

海区漁業調整委員会（委員構成・選任方法等の見直し）

- 海区漁業調整委員会の漁業者委員の選任は従来公選制としていたが、
 - ① 投票実施率が低い(1割程度)
 - ② 学識経験委員として本来漁業者委員の対象となる漁業者を選任するケースがある
 - ③ 選挙を実施しなくとも選挙人名簿の調製等の行政コストが発生する 等の問題があった。
- このため、漁業者等を主体とする漁業調整委員会の組織・機能を維持した上で、漁業者からの推薦に基づく知事選任制とし、条例で漁業者委員の定数の増減を可能とする。(第137条～第139条)

		改正後	改正前
権限		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県資源管理方針の策定、漁場計画の策定、漁業権の免許、沿岸漁場管理団体の指定等について、知事への意見 ○ 漁業調整のための指示 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁場計画の策定、漁業権の免許等について、知事への意見 ○ 漁業調整のための指示 等
議事の決定		過半数	過半数
委員構成	総数	15名 (条例により10～20名の間で変更可)	15名(10名)※
	漁業者等委員	過半数 (総数15名の場合、最大13名まで可)	9名(6名)※
	学識経験・中立委員	資源管理・漁業経営に学識経験を有する者 利害関係を有しない者は必須	6名(4名)※
委員の選任方法	漁業者等委員	知事選任 (議会の同意)	公選
	学識経験・中立委員	知事選任 (議会の同意)	知事選任

<経過措置>

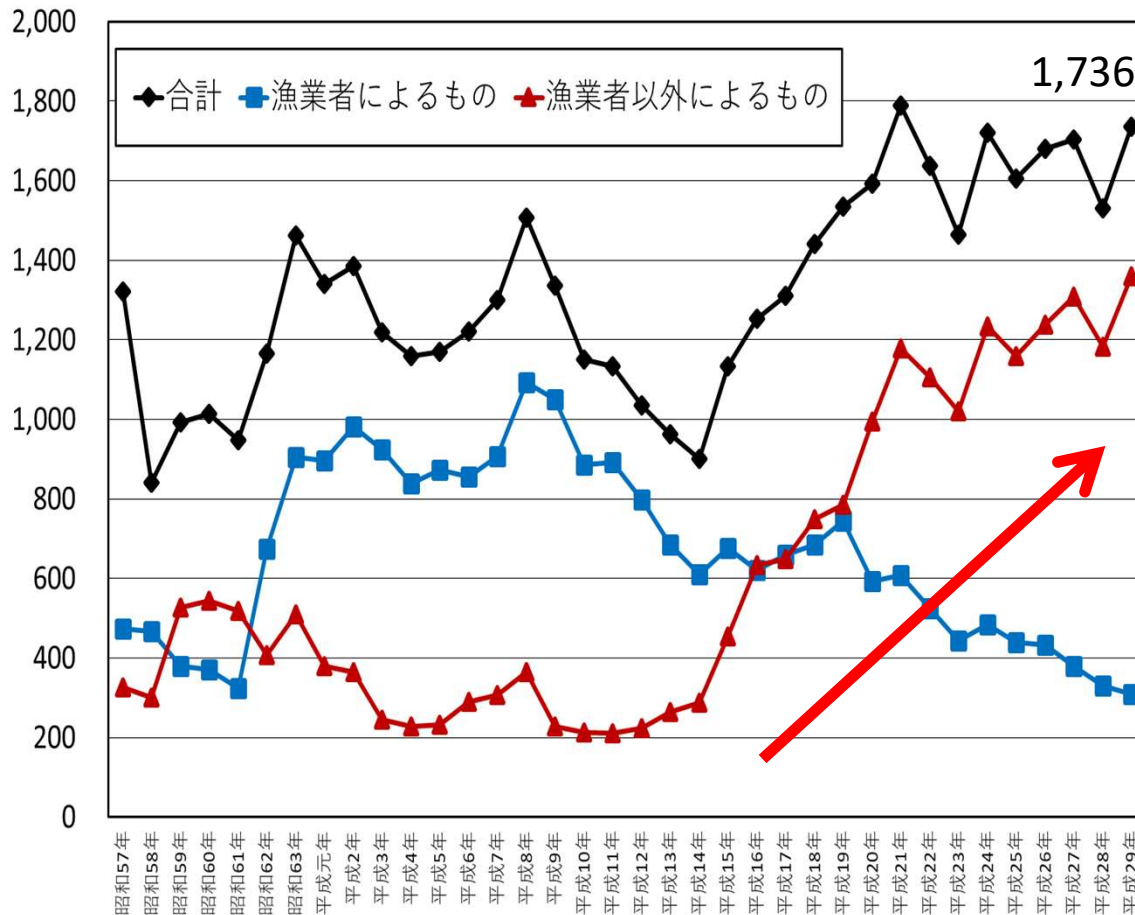
- 改正前漁業法により選任された委員の任期は、R3年3月末まで延長
- 改正漁業法施行前でも欠員が生じた場合は選挙を実施せず、改正後の選任方法によって知事が選任

漁業者団体等からの推薦や選定委員会の設置等により、**漁業の実態に合った委員を高い公平性・透明性の下で選任**

密漁の現状

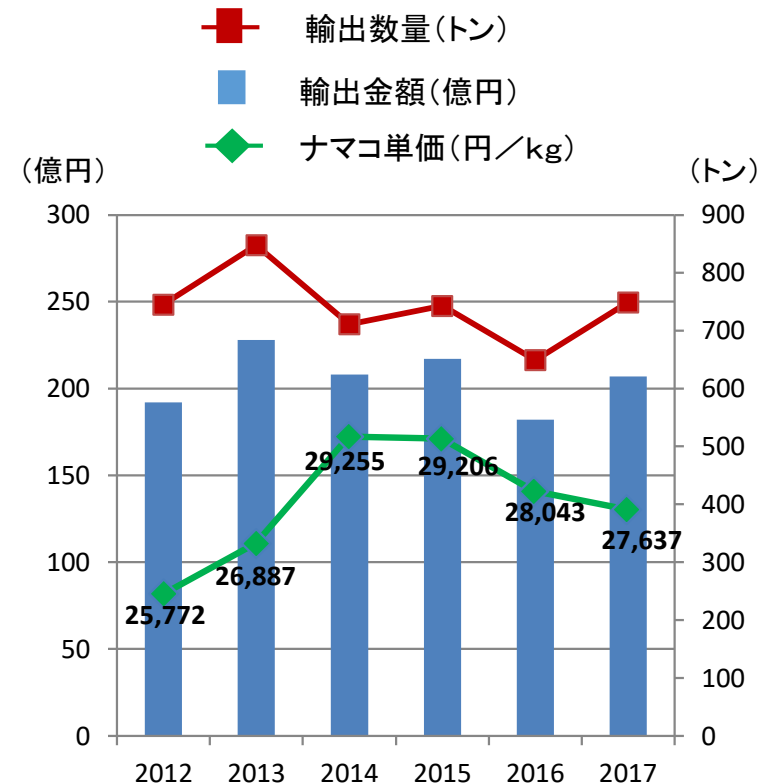
- 近年、漁業関係法令違反の検挙件数のうち、漁業者(許可を受けて操業する者等)による違反操業が減少している一方で、漁業者以外(いわゆる遊漁者や繰り返し違反する者等)による密漁が増加し、反社会勢力等による密漁は悪質・巧妙化。
- 海外での需要を背景にナマコが高価格で取引され、輸出品目であるナマコ等の密漁が問題化。

■ 違反者区分別の検挙件数の推移(海面)



出典: 沿岸海域等における水産動植物の採捕に係る
漁業関係法令違反等の状況調査(水産庁)

■ ナマコの輸出量及び金額の推移



出典: 財務省「貿易統計」
ナマコ調整品及び干しナマコを合わせた輸出量及び金額

罰則の強化

- このような密漁の発生状況を踏まえ、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物(ナマコ、アワビ、うなぎの稚魚)を採捕する者への罰則を新設するなど、罰則を強化。

【概要】

- ✓ 採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪を新設
- ✓ 無許可漁業等の罪について罰則を引上げ
- ✓ 漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

採捕禁止違反の罪
密漁品譲受等の罪

無許可漁業等の罪

漁業権侵害の罪

3年／200万円

20万円

3年／**3,000万円**

3年／**300万円**

100万円

※法定刑は懲役又は罰金

個人に対する罰金の最高額

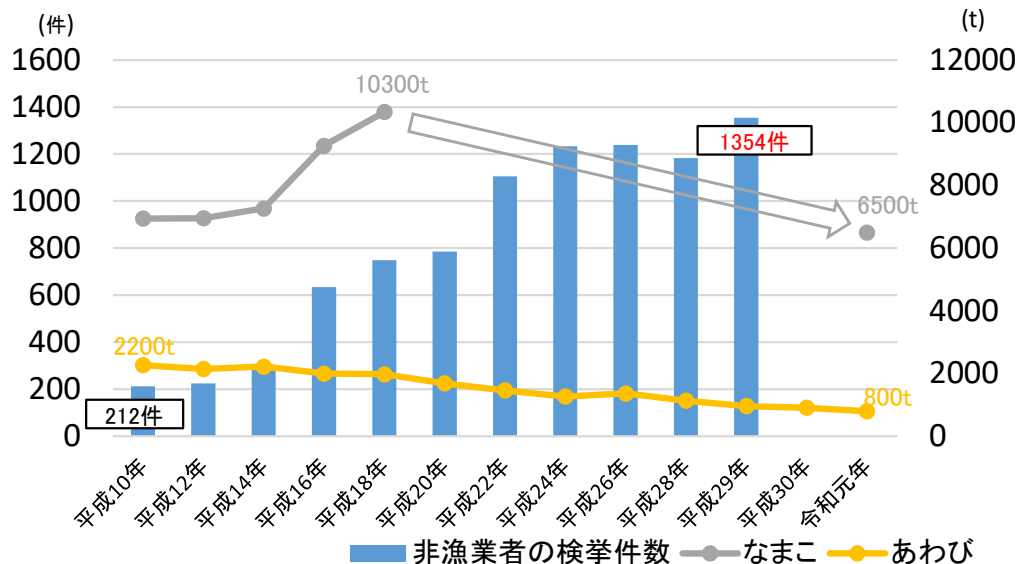
【効果的な密漁対策】

- ・3,000万円という罰金額は、個人に対する最高額の罰金であり、密漁の抑止に極めて大きな効果
- ・悪質な密漁者の検挙に向け、関係機関、関係都道府県の取締機関、漁業関係者等との連携を強化して、今回の改正が効果を発揮するよう努力

水産流通適正化法の制定について

- 国内において水産物が違法に採捕され、それらが流通することにより、水産資源の持続的な利用に悪影響が生じるおそれがあり、輸出も含めた違法に採捕された水産物の流通を防止するための措置を講ずる。
- 国際社会において、IUU(違法・無報告・無規制)漁業への対応の必要性が高まっており、海外において違法に採捕された水産物について、我が国でも輸入を規制する措置を講ずる。

○ 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移(海面)



※なまこについては、平成19年から平成30年までは統計外であり、令和元年から対象に戻った。

○ IUU漁業への対応の必要性について

SDGsグローバル指標(平成27年9月 国連サミット採択)

水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

G20大阪首脳宣言(令和元年6月)

違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

法律の主な内容

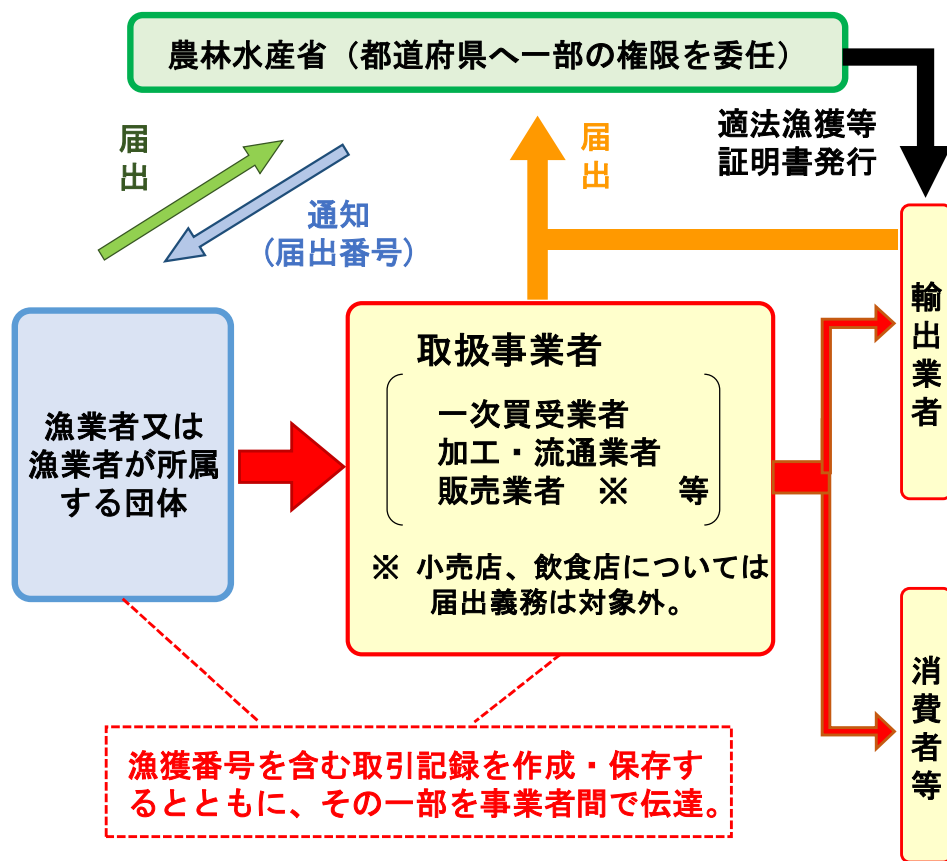
- 1 漁業者等の届出**
 特定の水産物を採捕する漁業者等は、自己が適正な権限を有する漁獲者である旨を行政機関に届け出るとともに、水産物ごとに漁獲番号を付して譲渡する。
- 2 取引記録の作成・保存**
 漁業者・流通業者・加工業者等は、1の水産物の取引に係る記録を作成・保存する。
- 3 輸出規制**
 1の水産物やその加工品の輸出事業者は、輸出の際、農林水産大臣が適法に採捕された水産物であることを証する書類(証明書)を添付する。
- 4 輸入規制**
 特定の水産物の輸入事業者は、輸入の際、輸入元の外国政府が発行する適法に採捕された水産物であることを証する書類(証明書)を添付する。

- ・ 1～3の対象は、国内における違法漁獲のおそれ大きい魚種を想定。
- ・ 4の対象は、国際的に違法漁獲のおそれ大きい魚種を想定。

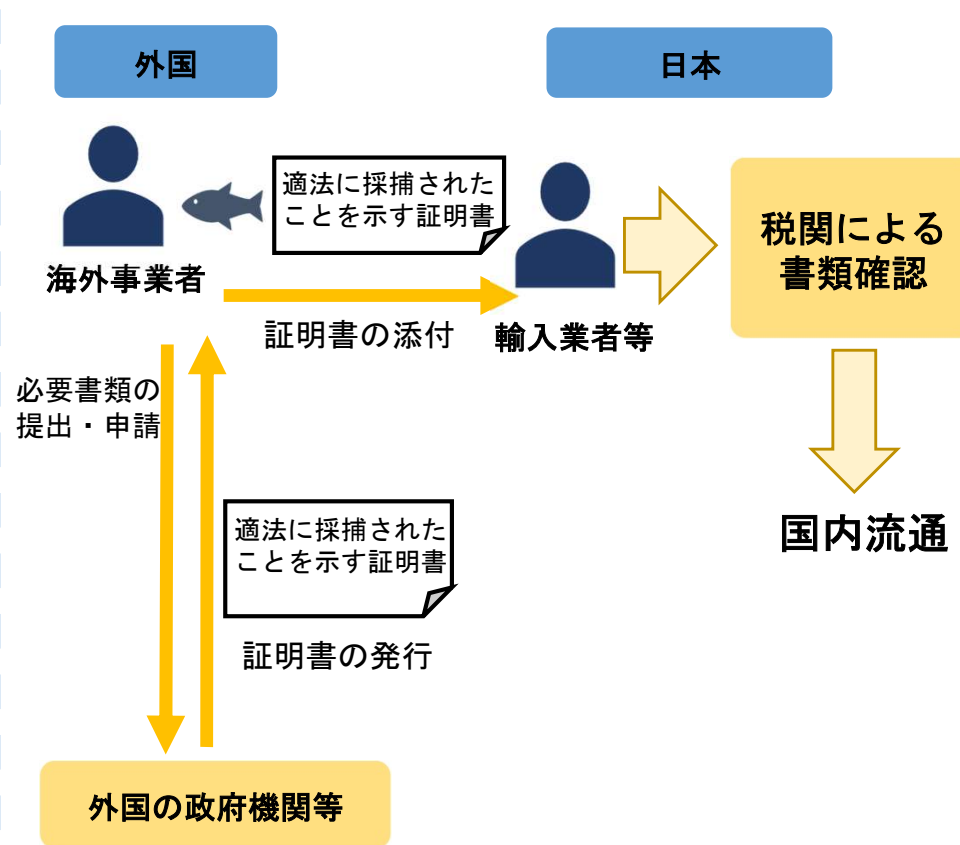
水産流通適正化制度の内容

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付を義務付ける。
- 国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物)等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



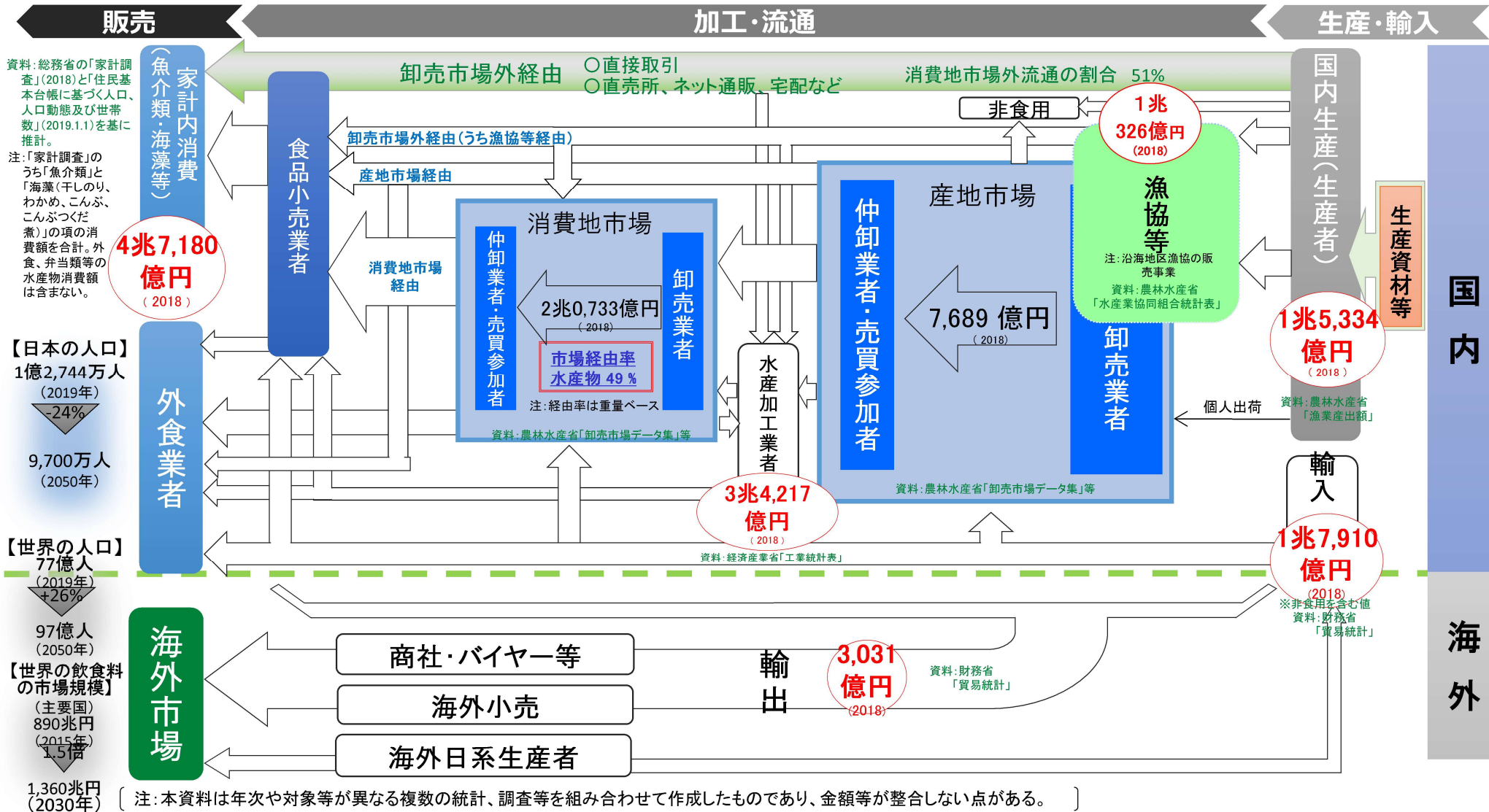
特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

水産物の流通構造

- 水産物は、水揚港に隣接する産地市場で集荷・仕分けされ、消費地に送られた後、消費地市場を通じて販売されるのが一般的。
- 一方、近年では、産地と小売・外食業者が直接取引するなど、市場を介さない流通が増えつつある。
- 水産加工業の出荷額は、約3兆円となっている。



水産加工業について

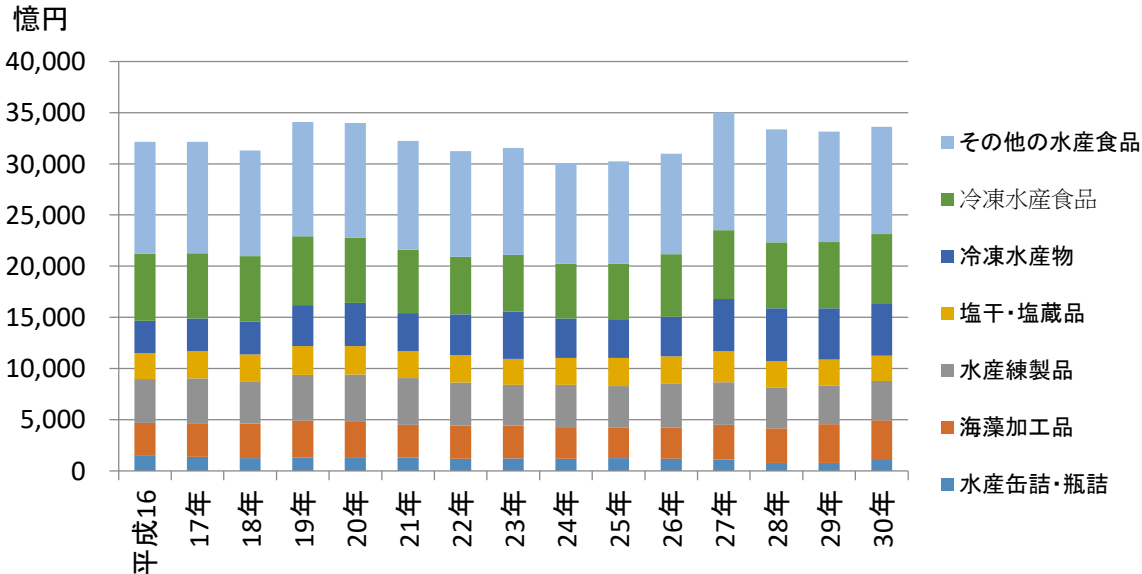
- 水産加工業の出荷額は約3兆円でほぼ横ばいに推移。約14万人の従業者。10人未満の事業所が半数近くを占める。
- 水産加工業者が直面している課題としては、多いものから順に①売上高・利益率の低下、②原材料確保の困難のほか③従業者確保の困難が上位を占める。

■ 食料品製造業に占める水産食料品製造業の割合

	食料品製造業(A)	水産食料品製造業(B)	B/A
出荷額	29兆7815億円	3兆3991億円	11.3%
従業者数	114万5915人	13万9372人	12.2%

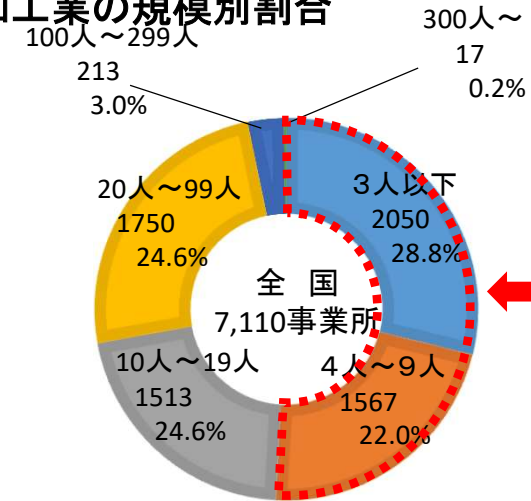
資料：経済産業省「平成31年工業統計表」(調査対象年：平成30年)
注：従業者数4人以上の事業所の値

■ 水産食料品製造業の業種別出荷額の推移



資料：経済産業省「工業統計表」(平成23年、27年以外の年)
総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(平成23年、27年)
注：従業者数4人以上の事業所の値

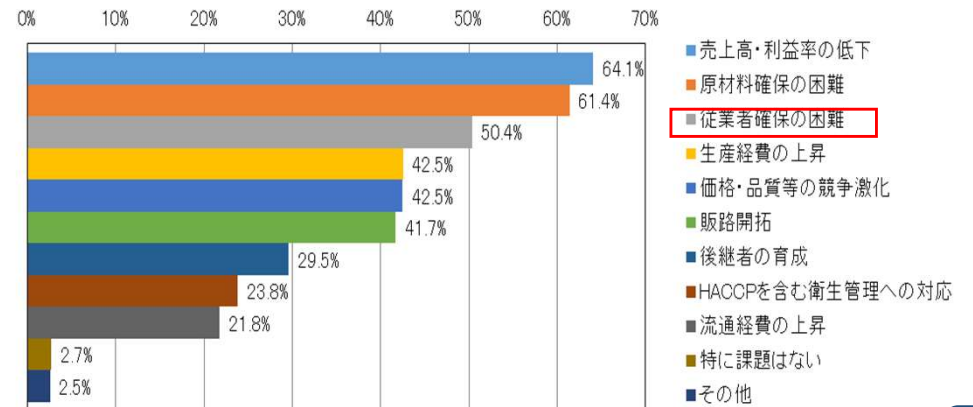
■ 水産加工業の規模別割合



従業員10人未満の事業所が半数以上(50.8%)

資料：経済産業省「平成31年工業統計表」(調査対象年：平成30年)

■ 水産加工業者が直面している課題 (複数回答可)



資料：水産庁「平成28年度水産加工業経営実態調査」
注：回答数を回答事業所数で除した数値

水産物産地市場の現状

- 水産物の産地市場の多くは漁業協同組合によって運営されている。
- 産地市場は小規模なものが多く、市場当たりの買受人数も減少傾向にあり、こうした産地市場では価格形成力が弱いことなどが課題となっている。

■ 産地市場(水産物)の開設者主体

開設主体	市場数	割合
地方公共団体	32	5.3%
第3セクター	1	0.2%
事業協同組合	0	0%
漁業協同組合	554	92.6%
株式会社	10	1.7%
その他の会社	1	0.2%
合計	598	100%

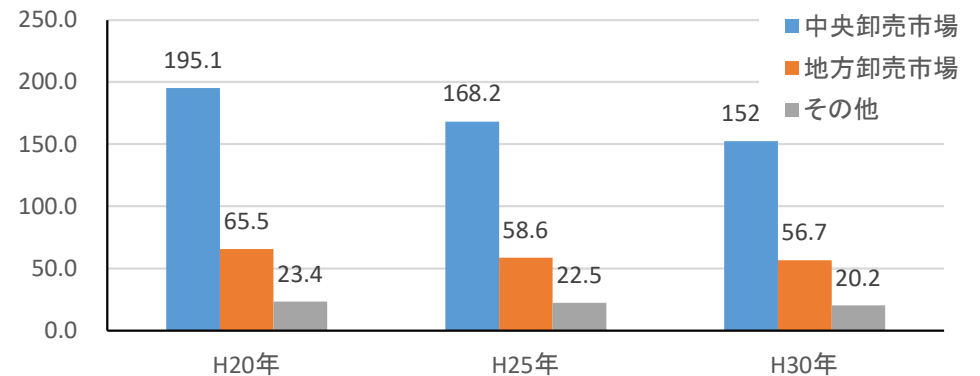
資料：農林水産省「卸売市場データ集」等(2018年度)
注：卸売市場法の適用を受けない小規模な産地市場(水産物)を含む。

■ 産地市場(水産物)の規模

規模別 (m ²)	330 未満	330 ～999	1,000 ～1,999	2,000 ～4,999	5,000 ～9,999	10,000 以上	合計
市場数	284	129	74	67	24	20	598

資料：農林水産省「卸売市場データ集」等(2018年度)
注：卸売市場法の適用を受ける産地市場は、卸売場の面積が330m²以上

■ 1市場当たりの買受人数の推移(魚市場)



資料：「2008年漁業センサス」、「2013年漁業センサス」、「2018年漁業センサス」
注：[買受人]とは、仲卸業者と売買参加者をいう。
「その他」とは、卸売市場法の適用を受けない小規模な産地市場をいう。

■ 産地市場(水産物)の年間取扱金額規模別市場数

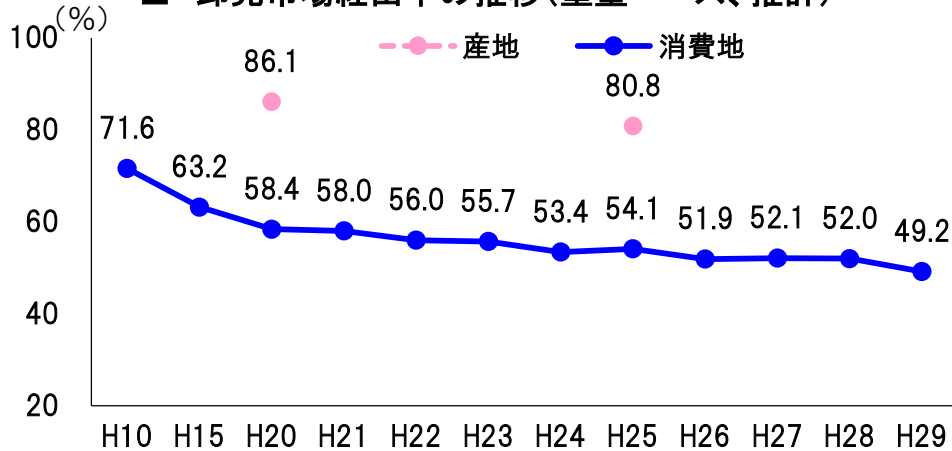
年間取扱 金額規模	1億円 未満	1～5 億円 未満	5～10 億円 未満	10～20 億円 未満	20～50 億円 未満	50億円 以上	不明	合計
市場数	149	170	79	66	53	36	45	598

資料：農林水産省「卸売市場データ集」等(2018年度)
注：卸売市場法の適用を受けない小規模な産地市場を含む。

水産物流通の特徴

- 水揚げされる魚種や量が不安定で、保存性が低いといった水産物の特性に鑑みれば、漁港に隣接して生産と加工・流通の橋渡し役を担う産地市場の役割は引き続き重要。
- 一方、近年は漁業者による直販や、漁業者と小売店又は外食チェーン等との取引が増加している。

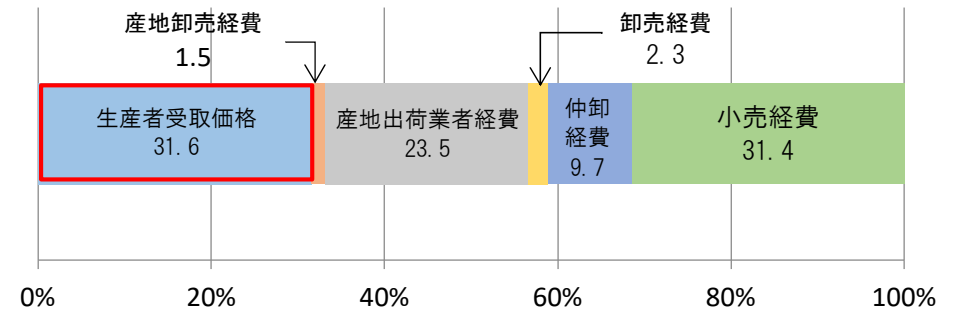
■ 卸売市場経由率の推移(重量ベース、推計)



資料：農林水産省「食料需給表」等により推計

注：消費地卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産水産物のうち、消費地卸売市場を経由したものの数量割合の推計値。

■ 水産物の価格構造(平成29年度)



資料：農林水産省「食品流通段階別価格形成調査」

■ 産地直販の取組み

全漁連が、各産地の特徴を活かし、全国の漁師が水揚げした水産物の消費拡大と魚食推進を目的に開設した直販ECサイト。
厳選された地魚やそれらの加工品等が並んでおり、ただ商品を販売するのではなく、生産者の思いを伝える動画や水揚げ風景の写真など、ビジュアル面での工夫も凝らされているため、ストーリー性をもったの購買が可能。



■ ICTを活用した水産物流通の取組み

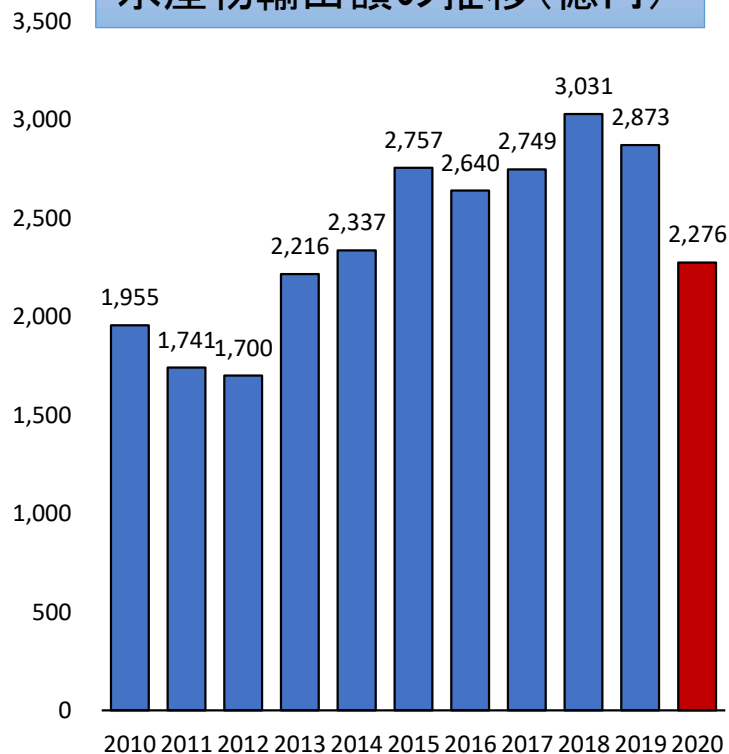
株式会社フーディソンが、ITを活用した水産流通プラットフォームとして、飲食店向け鮮魚仕入れオンラインサービス「魚ポチ」を運営。
開店準備中や閉店後など都合の良い時間にスマートフォン等で注文すると翌日の仕込みに間に合うように水産物が配達されるほか、販売される水産物についても、仲卸業者との仲介だけでなく、産地からの直接仕入れなどにより魅力ある商品の充実が図られている。



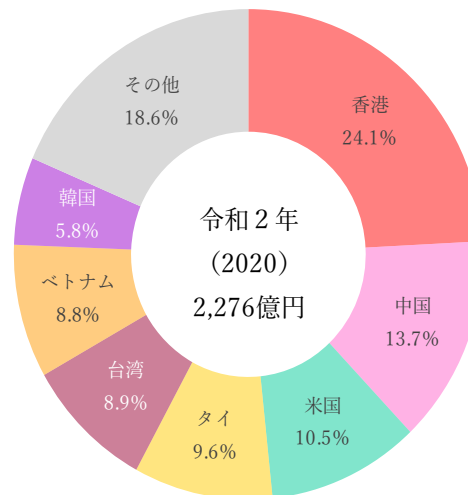
水産物輸出の拡大

- 「食料・農業・農村基本計画」において農林水産物・食品の輸出額の達成目標は、2030年に5兆円(うち水産物1.2兆円)とされている。
- 2020年の水産物輸出実績は2,276億円。農林水産物・食品輸出額 9,223億円の24.7%を占める。前年比では、新型コロナウイルスの影響で21%の減少。
- 国・地域別では、香港、中国、米国で約半分を占め、品目別では、ホタテガイ、サバ等が上位を占めている。

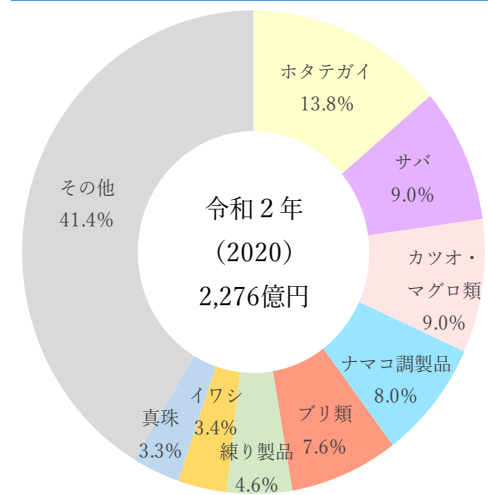
水産物輸出額の推移(億円)



国・地域別輸出実績(2020)



品目別輸出実績(2020)



養殖業における輸出拡大に向けた取組

- 日本産のブリ類※及びマダイは、各国で「高品質」、「味がいい」などプラスイメージ。マイナスイメージは「高価格」、「不安定供給」など。
(※ブリ、カンパチ、ヒラマサ)
- ブリ類の輸出が米国で伸張も、日本食への供給だけでは限界が指摘、新たなマーケットの開拓が必要。
- 輸出拡大実行戦略に基づき、重点品目(水産:ブリ、タイ、ホタテ貝及び真珠の4品目)の輸出拡大を図っていくことが重要。

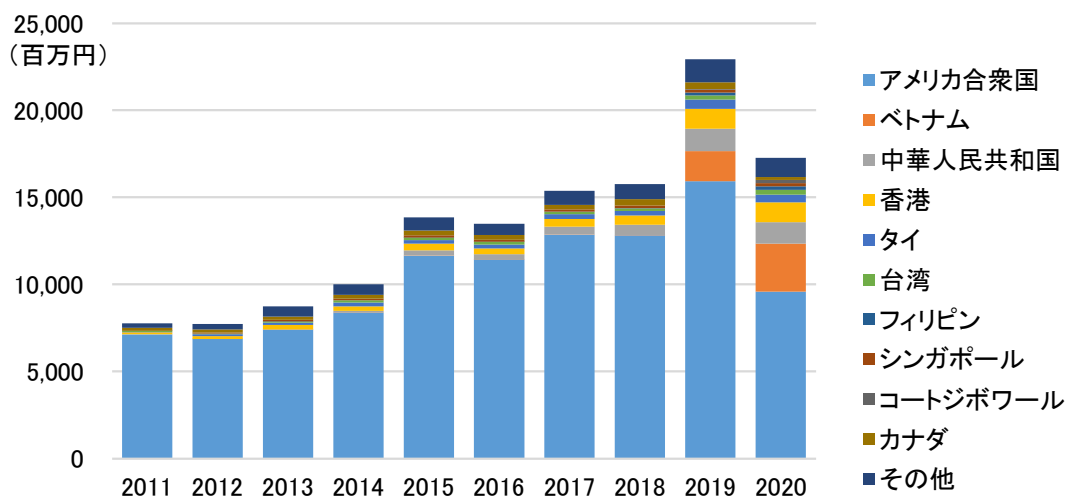
○ 主な輸出先別の価格・イメージ

輸出先	魚種	価格		利用方法	イメージ	
		輸出価格FOB (円/kg)	小売店等価(円/kg)		プラス	マイナス
米国 (西海岸の例)	ブリ類	フィレ:1750 (2018年データ)	柵:2230 カマ:3470 (2018年データ)	小売店での販売 和食店(刺身商材)	高品質、旬、安全性、健康的	高価格、持続可能でない、不安定供給
	マダイ	—	切身:4930 (2018年データ)	小売店での販売		
韓国	マダイ	活魚:1040 鮮魚:740 (2018年データ)	卸売価格: 1162~1452 (2010年データ)	和食店(刺身商材)	健康的、味がいい	放射能の影響
中国	マダイ	860 (2018年データ)	卸売価格: 1310 (2018年データ)	和食店(刺身商材)	—	—

○ 輸出拡大実行戦略

魚種	戦略
ブリ 229億円(2019) ↓ 542億円(2025)	(米国等)水産エコラベル認証の取得等、現地小売店の調達基準を満たすブリの生産を拡大。現地の食嗜好に合わせた、照り焼きや西京漬けなど加工度の高い商品を日本国内で開発。 (東アジア)活魚運搬船を活用した物流・商流を構築。
タイ 35億円(2019) ↓ 193億円(2025)	(韓国)規制をクリアするたいを生産し、活魚運搬船で輸出。 (米国等)水産エコラベル認証の取得等、現地小売店の調達基準を満たすブリの生産を拡大。現地の食嗜好に合わせた、西京漬けなど加工度の高い商品を日本国内で開発・製造。 (東アジア)貨物船を活用した長距離・長時間の活魚輸送を検討・実証。
ホタテ貝 447億円(2019) ↓ 656億円(2025)	(米国・中国等)日本国内で省人化機器を利用して生産した高品質な玉冷の輸出を拡大。 (東アジア)船便輸送の拡大により輸出コストを削減しつつ、需要の高い活貝輸出を増加。
真珠 329億円(2019) ↓ 379億円(2025)	(中国)香港(真珠取引の中心)を経由せず、中国に輸出できるよう、品質基準等を策定し、ECIによるBtoB取引を推進。また日本で国際展示会を開催してバイヤーを招聘、販売を拡大 (新興市場)イベント、行事等を通じて真珠を身に付ける習慣を普及。東南アジア等振興市場での国際展示会を通じた販売を強化。

○ ブリ類の輸出の状況



漁協の現状

- 漁協は、漁業者の協同組織として、組合員のために漁獲物の販売等の事業を実施し、漁業者の経営の安定に寄与するとともに、漁業権の管理等の公的な役割も担っている。
- 組合員の減少が進む中、未だ零細な漁協も多く、漁協がその役割を発揮していくためには、さらなる事業・経営基盤の強化が必要。
- 漁協の販売事業については、自ら開設した産地市場での販売が中心になっているが、小売業者との直接取引や産地消の推進、ブランド化等による付加価値の向上に取り組む漁協も増えてきており、漁業者の所得向上のため、こうした取組の拡大が重要。

漁協の部門別事業損益の推移

<沿海地区漁協、1組合当たり> (単位:百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
26	12.5	▲ 0.2	1.3	▲ 2.9	▲ 10.6	24.9	▲ 2.4
27	17.6	1.1	1.1	▲ 2.1	▲ 16.4	28.3	▲ 2.3
28	16.7	1.2	1.0	▲ 1.8	▲ 15.8	25.1	▲ 2.5
29	15.1	0.7	1.0	▲ 4.2	▲ 14.3	20.1	▲ 3.1
30	14.4	0.3	1.6	▲ 4.9	▲ 17.3	18.4	▲ 2.0

注1: 事業別実施組合数(30年度、沿海地区漁協945組合)

販売797漁協、購買841漁協、指導929漁協、製氷・冷凍586漁協、信用74漁協、漁業自営203漁協、共済656漁協

注2: 1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。

出典: 水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

漁協の組合数・組合員数の推移

	S30年度	S55年度	H元年度	H20年度	H30年度
沿海地区漁協数	3,153	2,174	2,136	1,094	945
組合員数 (1組合当たり)	—	578,722 268.5	540,668 256.4	370,253 345.1	285,813 308.3

出典: 水産庁「水産業協同組合年次報告」「水産業協同組合統計表」

漁協の正組合員数(平成30年度)

1組合当たりの正組合員数	組合数	割合
～ 49人	378	40.8%
50～ 99人	217	23.4%
100～199人	181	19.5%
200～499人	114	12.3%
500～999人	25	2.7%
1000人～	12	1.3%
1組合当たりの平均正組合員数	142.0人	—

漁協制度の見直し

- 今回の水産政策の改革において、適切な資源管理の実施等により漁業者の所得向上の実現に向けて取り組んでいく上で、漁協がその役割をより一層発揮していくことが期待されている。漁協の事業・経営基盤の強化を図ることは、漁業者の所得向上だけでなく、新たな資源管理・漁業権制度に円滑に対応していく上でも重要。
- このため、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、漁協の理事に販売の専門能力を有する者を1人以上登用する旨を規定。今回の改正を契機として、全国の漁協で、地域の実情に応じ、創意工夫により付加価値向上の取組が展開されることを期待。
- また、信用事業の健全性の確保を図るため、他の金融機関と同様に、信漁連・一定規模以上の漁協に公認会計士監査を導入。

漁協の役割

漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

販売事業に係る理事の要件

販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

- ・ 外部登用は義務付けない
- ・ 漁協職員として販売事業を担当してきた者など内部登用も可能
- ・ 常勤・非常勤も問わない
- ※ 販売事業を実施しない漁協は対象外
- ※ 法施行後3年以後最初に招集される通常総会の終了時まで、改正後の規定を適用しない

公認会計士監査への移行

<対象>

全ての信漁連及び貯金等合計額200億円以上の漁協

信漁連	28
県一漁協	5
単位漁協	3

- ※ 「貯金等合計額」とは、貯金及び定期積金の合計額
- ※ 令和元年度末時点

<移行準備について>

- ・ 法律上、全漁連監査から公認会計士監査への移行期間(法施行から4年を超えない範囲)を設定
- 政令で令和6年4月1日から適用する旨を規定
- ・ 法律の附則の配慮事項で、政府は公認会計士監査への移行に関し、「組合の実質的な負担が増加することがないこと」と明記
- ・ 予算措置により、公認会計士監査の対象となる漁協等に対して、内部統制改善のため、コンサルタントの派遣等を支援。

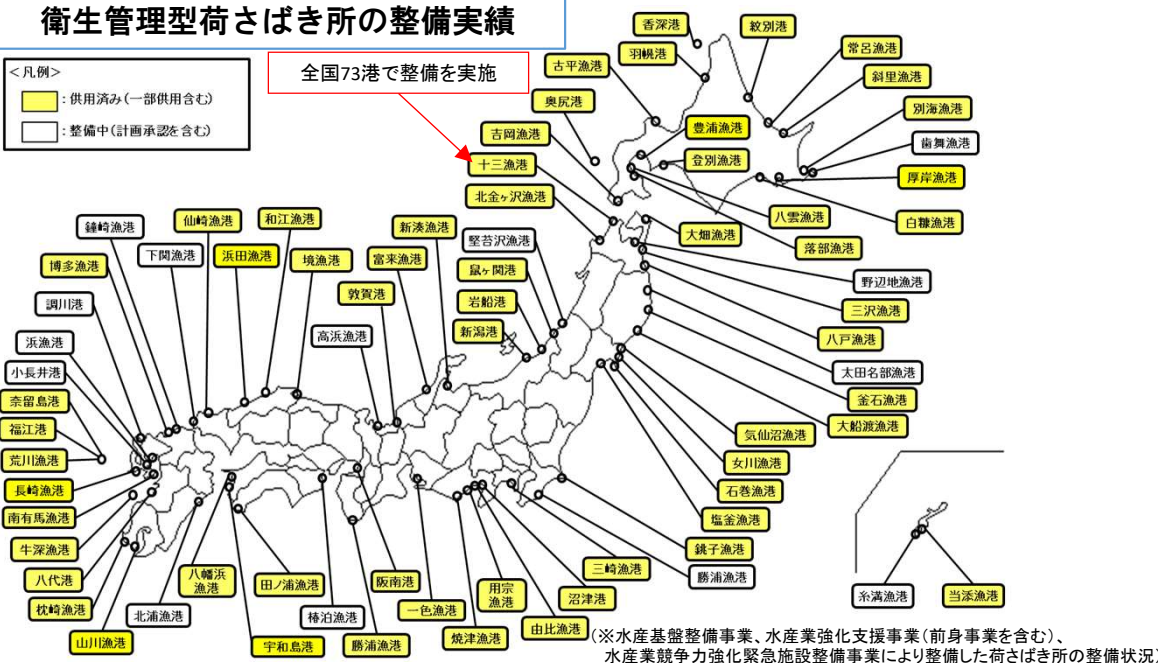
拠点漁港等の競争力強化

- 水産業の競争力と輸出促進を図るため、高度衛生管理型荷さばき所や漁船の大型化に対応した大水深岸壁の整備、冷凍冷蔵施設の老朽化への対応など、漁港の機能を強化してきたところ。
- また、養殖業の成長産業化には、マーケットイン型の転換が必要であるが、需要に応じた安定的な供給体制の構築のため、養殖適地の拡大や安定的な種苗の確保、非効率な作業環境の改善等を推進。

衛生管理型荷さばき所の整備実績

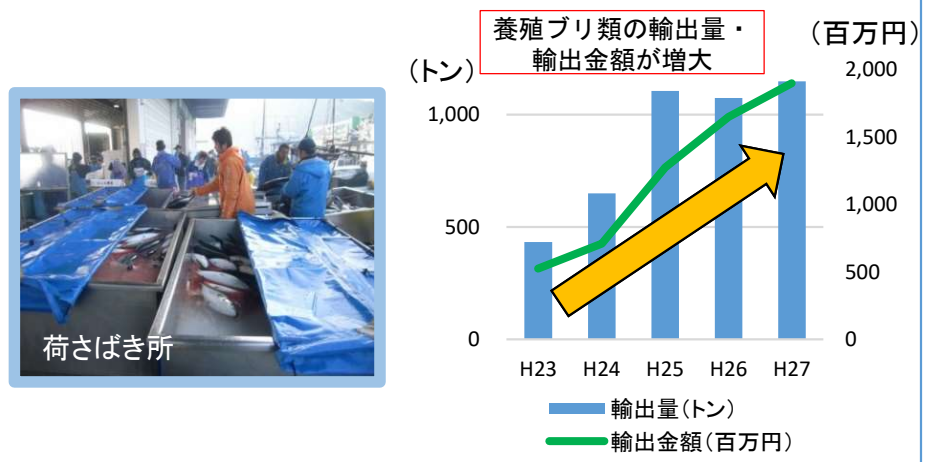
- <凡例>
- : 供用済み(一部供用含む)
 - : 整備中(計画承認を含む)

全国73港で整備を実施

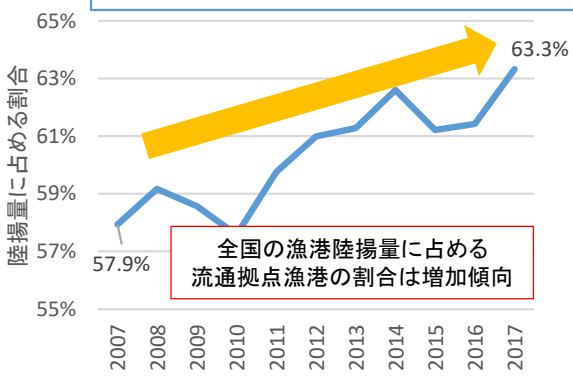


養殖場と連携した漁港の一体的整備

○ 鹿児島県において、養殖ブリのさらなる輸出拡大に向け、屋根付き岸壁や閉鎖型の荷さばき所を整備し、輸出量・金額の拡大を実現。(薄井漁港)



全国漁港陸揚量に占める流通拠点漁港(約150漁港)の推移



海まき船の大型化

	H29	R2
海まき船(大型)の隻数	7隻	10隻
対応した岸壁	3バース	8バース

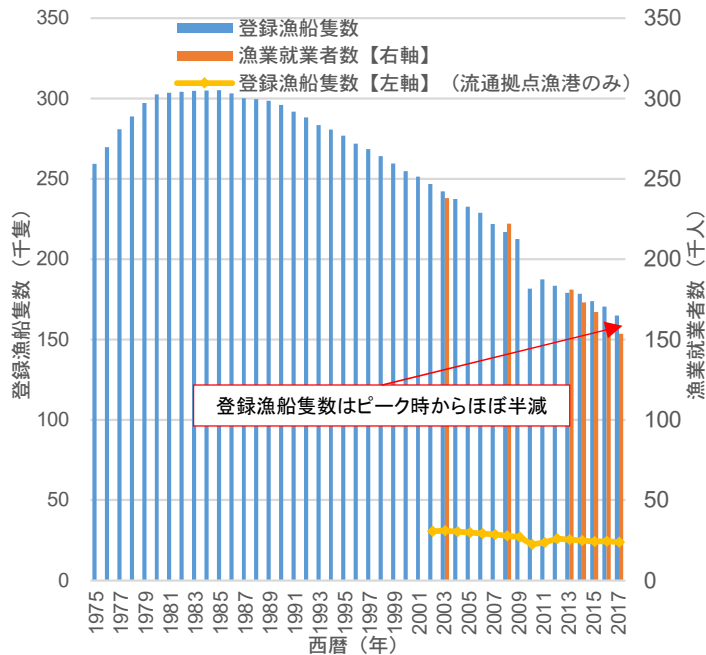
今後、令和2~6年度に10隻程度が建造予定。

	現行	大型化後
トン数	349トン	760トン
所要水深	7.0m	9.0m

漁港の有効活用・漁村の活性化

- 登録漁船隻数が減少が続いている中、流通拠点漁港における減少の傾向は緩やかであるが、流通拠点以外の漁港において隻数の減少が顕著であり、登録漁船、利用漁船隻数がともに漁港の指定基準である「20隻」を下回る漁港が10年間で1.6倍に増加し、全体の20%を占める。特に、第1種漁港では26%に達しており、中小規模の漁港でストックに余裕が生まれている傾向。
- 一方、漁港ストックを活かし、漁港の水域・陸域を利用した増養殖が増加。
- 水産物の販売・加工、漁業体験、釣り、渚泊など「海業」の推進による漁業地域の経済活動の強化を図るため、漁業者を含む民間事業者による漁港利用や漁港内施設の整理・再編を促進。

登録漁船隻数と漁業就業者数の推移



【登録漁船隻数の推移(全体及び流通拠点漁港)】

	2007年(H19)	2017年(H29)	減少率
登録漁船隻数	221,824	164,915	-25.7%
うち流通拠点	28,586	23,880	-16.5%
うち流通拠点以外	193,238	141,035	-27.0%

流通拠点漁港における減少の傾向は緩やか

登録漁船、利用漁船隻数がともに20隻未満の漁港数の推移

種別	H19	H24	H29	(参考)
第1種	354	462	552	2,089
第2種	3	8	7	521
第3種	0	0	0	114
第4種	5	5	5	99
計	362	475	564	2,823

※(参考)：平成29年の漁港数

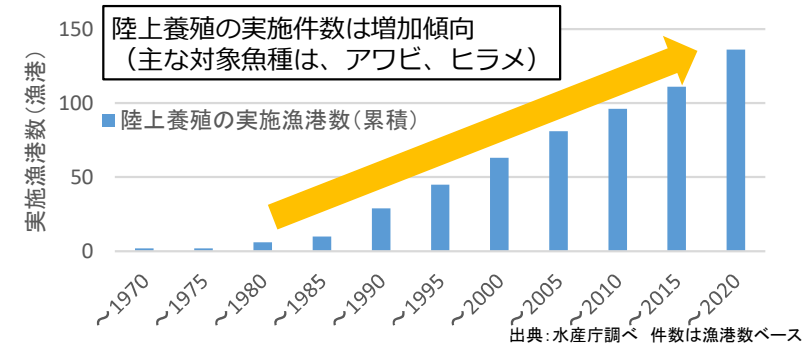
資料：漁港の港勢調査より水産庁が作成

漁港における養殖の取組

○増養殖を実施している漁港数

	件数	計
水域	385	529
陸域	144	

○陸上養殖を実施している漁港数の推移



交流人口、水産直売所等交流施設、日本人国内旅行消費額の推移

	H27	H28	H29	H30	H31	
漁村における交流人口(千人)	19,630	19,752	19,854	20,024	20,222	微増
水産物直売所の施設数(箇所)	633	655	672	669	578	横ばい
漁港内食堂の施設数(箇所)	1,054	995	951	969	873	減少

(単位：億円)

	H29	H30	R1	R2	
日本人国内旅行消費額(1-12月期)	211,130	204,834	219,312	98,981	大幅減少

漁港の有効活用事例

補助用地に飲食店や水産物直売所を設置 (石川県 富来漁港)

回転寿司「西海丸」(H27.2開店)

直売所「西海丸」(H26.10開店)

富来漁港

店内から漁港を望む

補助用地と
県単独用地の交換

漁港水域
の利用

蓄養・養殖水面

国道

効果

- 富来漁港の来訪者約7万人
- 地元雇用者数 15人(H28)
- 寿司店、直売所売上げ
それぞれ1億数千円(H28)

富来漁港の来訪者
(万人)

年	H25	H26	H27	H28
来訪者	2.0	3.0	7.0	7.0

海水交換型防波堤

陸揚げ状況

トラウトサーモンの寿司

漁港施設用地のにぎわい創出の場として有効活用 (静岡県 仁科漁港)

静岡県西伊豆町

仁科漁港

漁具保管修繕施設用地

荷さばき所用地

国道136号線

【西伊豆町農林水産物等直売所の概要】

- 木造平屋建て
- 床面積: 292.35㎡
- 総工費: 197,451千円
(うち国費52,907千円)

【財産処分手続き等】

- 対象財産: 漁具保管修繕施設用地(1,560㎡)
荷さばき所用地(1,270㎡)
注) 補助目的に従った利用により10年を経過した長期利用財産
- 処分区分: 目的外使用(補助金返還なし)
- 農林水産大臣への報告をもって承認
- 漁協への用地占用許可の期間延長

期待される効果

「漁協直売所・沖あがり食堂」の利用客数
38,180人/年 (H30実績)

「西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所」と「漁協直売所・沖あがり食堂」をあわせて
12万人/年 (見込み)

沖あがり食堂の様子

イカ丼
【第5回 Fish-1 グランプリ】

伊豆漁協仁科直売所・食堂(既設)

プレジャーボートの収容施設、釣り親水防波堤など海洋レクリエーションの拠点(水橋フィッシャリーナ)として活用 (富山県 水橋漁港)

施設案内

フィッシャリーナゾーン

観水防波堤

水面係留施設

ビジター棟

管理棟

陸上保管施設

多目的広場

駐車場

トイレ

水橋漁港

● 釣りができる親水防波堤

● フィッシャリーナの浮桟橋

● 陸上保管施設

- ・ フィッシャリーナでの釣りや散策客
H25 約3,400人、H26 約4,000人
- ・ フィッシャリーナに係る雇用 8人

(出典: 水橋フィッシャリーナHP)

漁港内の静穏水域をナマコの増養殖場として活用 (北海道 乙部漁港)

魚種	ナマコ
生産規模	増殖水面5,500㎡、 種苗放流1.5万粒(予定)
漁獲	—
実施主体	ひやま漁協
施設整備	試験礁の設置、水域の環境改善
手続き	水面の占用許可・財産処分手続き等

乙部漁港(元和地区)

ナマコ試験礁を設置し、
ナマコ種苗を放流

港口にナマコ流出防止フェンスを設置
(船外機船は航行可能)

乙部漁港(乙部地区)

中型のホタテ漁船
は乙部地区に移動

陸揚・流通機能を集約化

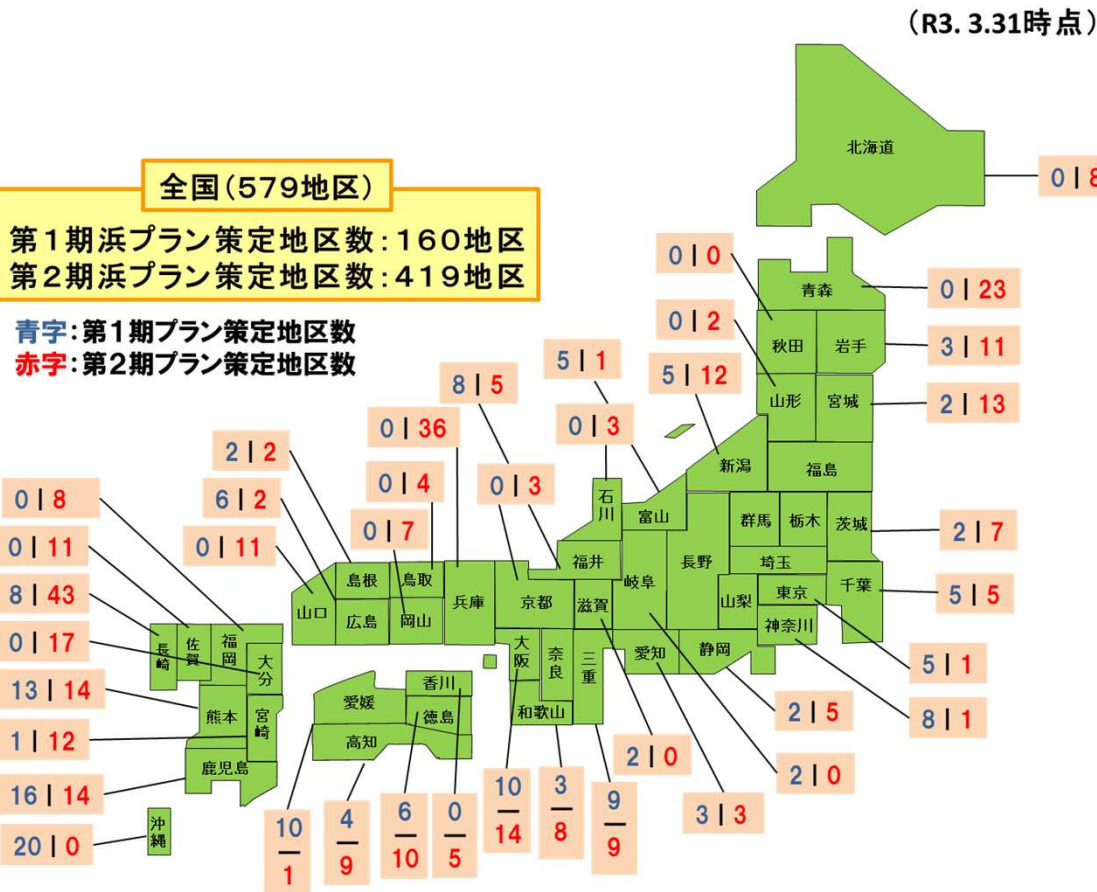
乙部町

乙部漁港

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- 人口減少と少子高齢化による地方の活力低下が懸念される中、地方創生の観点からも、漁業地域の活性化が重要。
 - このため、浜ごとの特性を活かした創意工夫のもと、漁業者自らが中心となり地域一体となって、漁業所得向上※を目指す行動計画である「浜プラン」の策定に取り組んでいるところ(平成25年度より)。
- ※当該プランでは、漁業所得を5年間で10%以上向上させる目標を設定。
- 令和3年3月31日現在、579地区で実施中。

浜プラン策定状況



新型コロナウイルスの影響

- 新型コロナウイルスの影響により、外食需要の減少等が発生し、クロマグロやキンメダイ等の高級魚介類や養殖品目であるブリやマダイ等の需要が減少し、価格が下落。
- 他方、昨年以来の巣ごもり消費の増加により、マイワシ、マダラといった大衆魚の価格は堅調に推移。
- 漁業・水産加工業では、新型コロナウイルスの影響により、令和3年3月末までに来日予定だった技能実習生等2,600名程度(漁業:約1,100名、水産加工業:約1,500名)に対し、入国制限前に540名程度が入国済み、技能実習生の在留延長や水産業労働力確保緊急支援事業を活用し、代替人材を1,520名分を確保。

豊洲市場価格・天然魚(2月確定値)

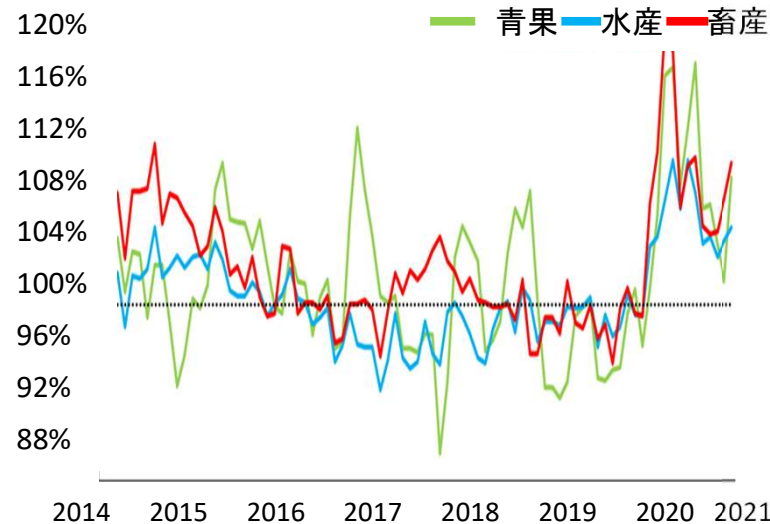
魚種	価格	前年比	前月比
クロマグロ	2,907円/kg	▲14%	▲14%
キンメダイ	1,957円/kg	▲3%	+8%
イセエビ	5,918円/kg	▲12%	▲15%
マイワシ	381円/kg	+8%	+1%
マダラ	701円/kg	▲2%	▲14%

産地価格・養殖魚(2月)

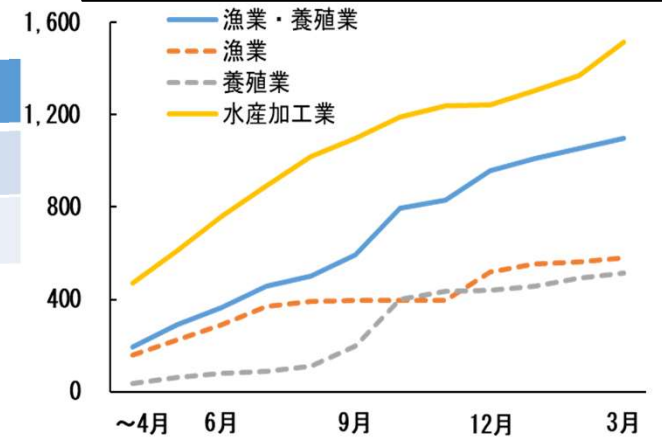
魚種	産地	前年比	前月比
養殖マダイ	愛媛	▲23%	±0%
養殖ブリ	鹿児島	▲10%	±0%

スーパーマーケット販売 前年同月比推移

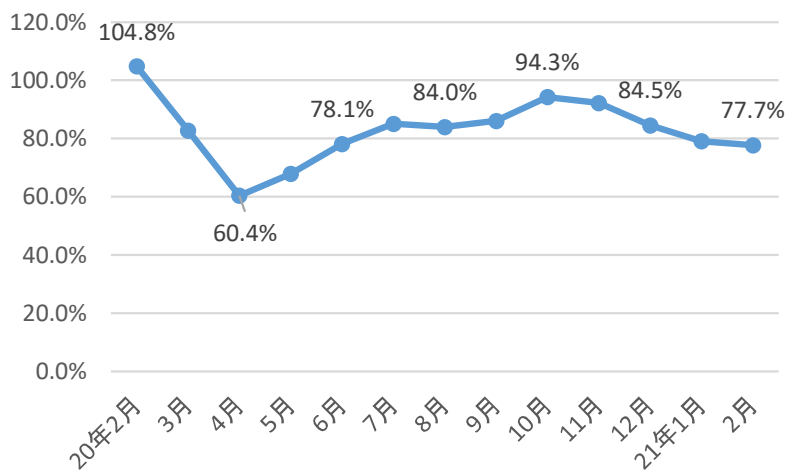
青果・水産・畜産



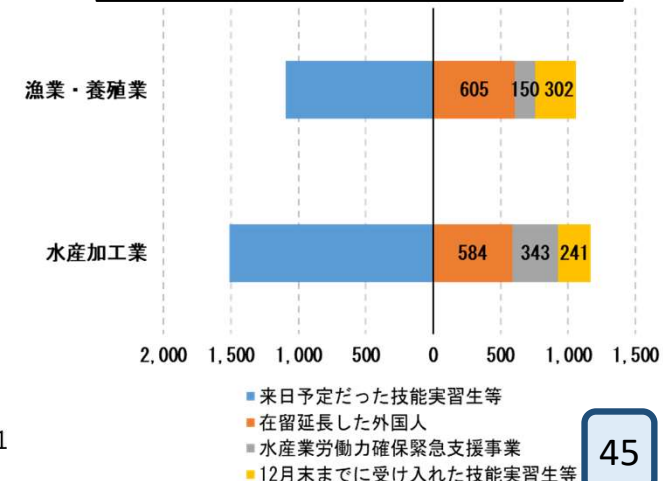
来日予定だった技能実習生等の推移(累計)



外食店の売上(前年同月比)



労働力不足の状況(R3年3月末時点)



出所:(一社)日本フードサービス協会調査より水産庁作成

出所:(一社)全国スーパーマーケット協会

新型コロナウイルスの影響への対策

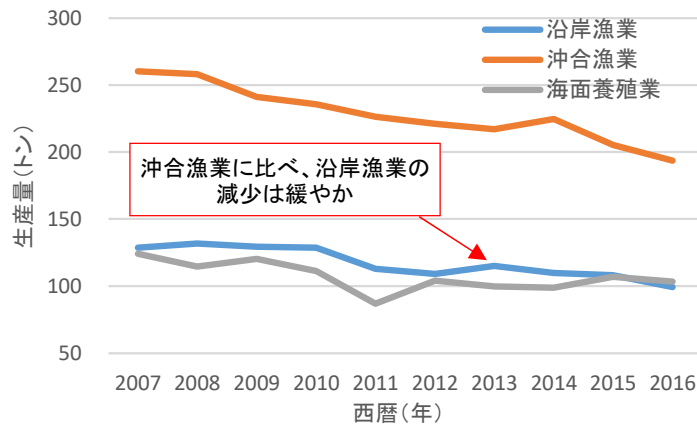
- 新型コロナウイルスの影響に対して、水産物の一時保管に要する費用の支援や魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援等を実施

事業・制度名	支援内容
国産農林水産物等販路多様化緊急支援事業	<p>①インターネット販売を活用して新たな販路の確立に取り組むための送料等の経費</p> <p>②飲食店・旅館等と地域の交通機関等と連携して、テイクアウト・デリバリー等を活用した新たな販路の確立に取り組むための食材費や輸送費等</p> <p>③創意工夫による多様な販路を確立する取組に係る食材費やイベント経費等</p> <p>④学校給食や子ども食堂等への食材提供に係る食材費等の取組について支援</p> <p>※支援対象となる国産農林水産物等は、新型コロナウイルスの影響により、在庫量、価格、販売量、販売額が過去の平均値と比べ、2割以上変動しているもの。</p>
特定水産物供給平準化事業(新型コロナウイルス感染症緊急対応)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける水産物の買取、保管等の費用を支援
漁業収入安定対策事業	<p>①収入が減少した漁業者の経営を支えるため、積立ふらすの基金を積み増し</p> <p>②併せて、積立ふらすについて、漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予</p>
水産業労働力確保緊急支援事業	<p>①人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が作業経験者等を雇用する際の掛り増し賃金、保険料、宿泊費を支援</p> <p>②遠洋漁船における外国人船員の継続雇用等に要する掛り増し経費や、外国人船員を現地において配乗する際の経費を支援</p>
水産金融総合対策事業	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置
資源・漁場保全緊急支援事業	休漁を余儀なくされている漁業者が行う、漁場の耕うん・清掃等の漁場保全活動や海洋環境調査・モニタリング、試験操業による資源の分布情報や生物サンプルの収集など資源評価や管理手法の検討に資するものを支援
中小法人・個人事業者のための一時支援金	<p>緊急事態宣言の再発令に伴い、</p> <p>①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること</p> <p>②緊急事態宣言発令地域における不要不急の 外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、令和3年1月～3月のいずれかの月の売上高が対前年比(or対前々年比)50%以上減少している中堅・中小事業者を支援</p>
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</p> <p>【支給対象となる事業主(特例措置)】</p> <p>(1)新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。</p> <p>(2)最近1ヵ月間間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。</p> <p>(3)労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p>

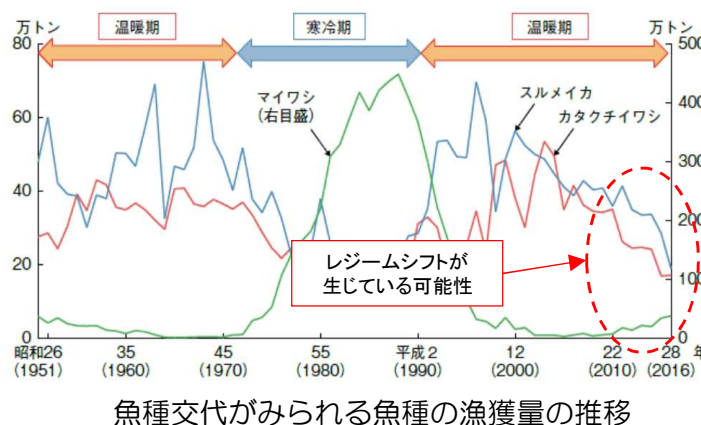
海洋環境の変化

- 日本近海の海水温は、100年間で1.14℃上昇しており、これに伴う海洋生物の分布域の変化等により、主要魚種の漁獲低迷や北海道でのブリの漁獲増など、回遊性魚類の漁場及び漁獲量の変化等が報告されており、水産庁では、海水温上昇に対応した漁場整備を実施。
- また、藻場・干潟の面積は大きく減少した状態が続いている。

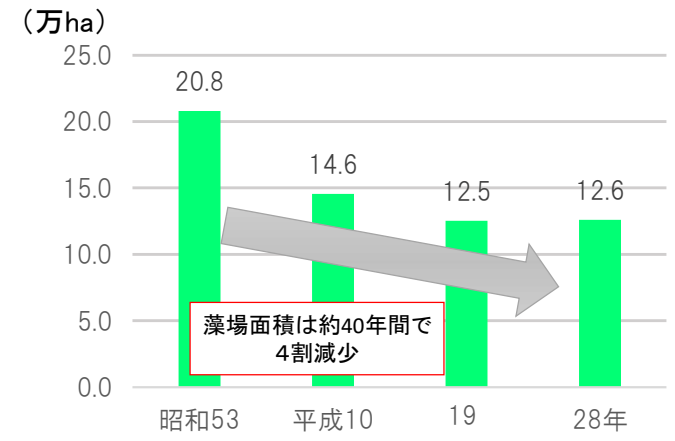
沿岸漁業と沖合漁業の生産量の推移



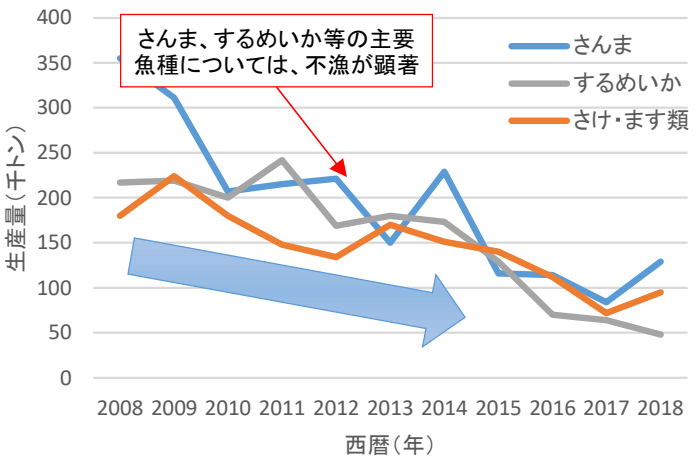
レジームシフトへの対応



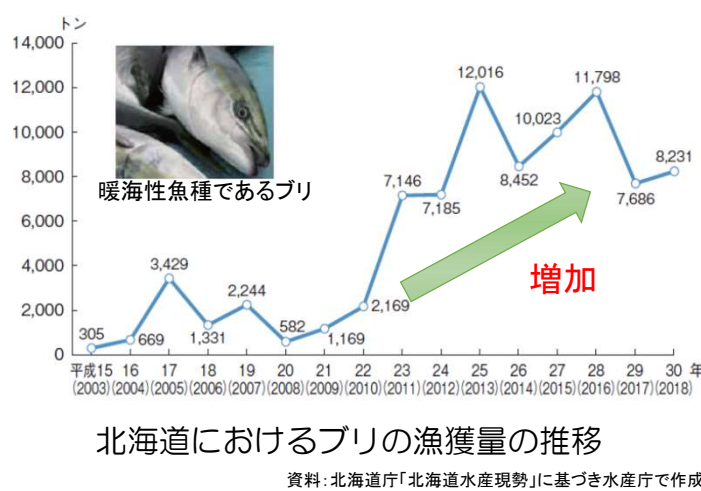
藻場面積の推移



主要魚種の漁獲低迷



個別地域の漁場環境の変化



海水温上昇に対応した漁場整備

○ 山口県では、海水温上昇により暖海性魚類であるキジハタにとって生息しやすい海域が拡大したことから、キジハタの成長段階に応じた漁場整備を実施。

	H19-23 (整備前)	R1 (整備後)
漁獲量	1,363kg	約4.5倍 6,161kg

大型のキジハタ(50cm)が漁獲

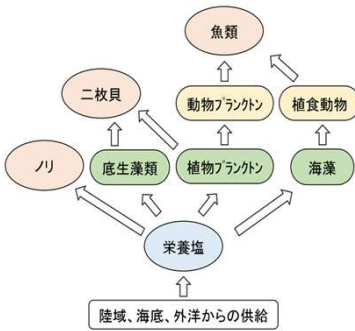
種苗放流
稚魚
若成魚
成魚

幼稚魚保護礁(増殖場)の整備
若成魚育成礁(増殖場)の整備
生産礁の整備

栄養塩の減少について

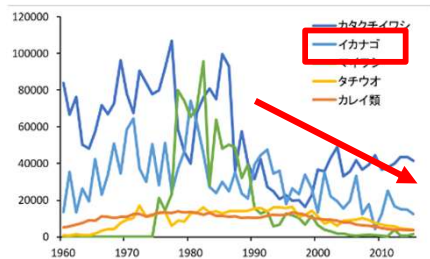
- 瀬戸内海を始めとした閉鎖性海域において、栄養塩の減少等によりイカナゴの不漁やノリの色落ち等、生産への影響が示唆されている。
- 海域の栄養塩環境が水産資源生産の基礎を支える生物に対してどのような影響があるのかの調査研究、適正な栄養塩管理モデルの構築のための基礎的データの収集を実施し、湾灘ごとに適切な栄養塩管理方を検討。
- 最適な栄養塩供給手法の開発等の漁場改善実証試験を支援。

■ 栄養塩と水産資源の関係(イメージ図)



- 栄養塩とは、窒素やリンなどの塩類の総称。
- 栄養塩は、海藻や魚類・二枚貝などの餌となる動物・植物プランクトンが増殖するために必要な物質。

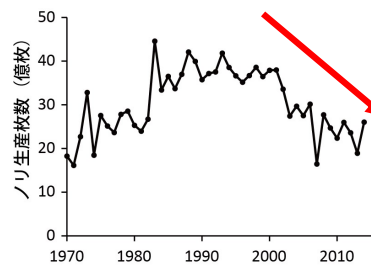
■ 瀬戸内海の漁獲量の推移



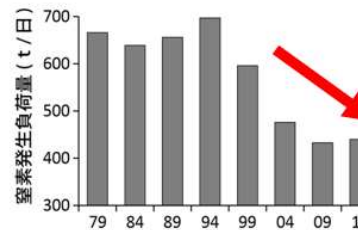
(中国四国農政局統計部情報「灘別漁獲統計」及び農林水産省漁業・養殖生産量統計年報「大海区都道府県振興局別統計」をもとに作成)

- 1982年の約49万トン进行ピークに、1990年代以降減少し、2017年には3分の1以下の約14万トンと低迷。
- 特にイカナゴの漁獲量は、80年代の7万トンから、近年は1万トン前後と激減。(2018年は約3000トン)
- 兵庫県の研究により、海域の栄養塩の低下が、イカナゴの減少に影響を及ぼしていることが示唆。

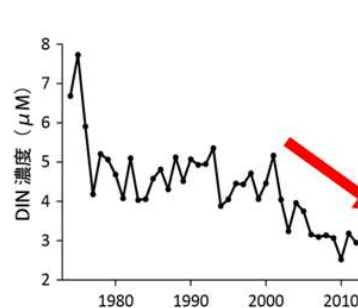
■ 瀬戸内海のノリ生産量と栄養塩環境



・ノリの生産量は、1983年の45億枚をピークに、90年代以降減少し、近年は約20億枚と半減し、ノリの色落ち問題も頻発。



・海域の窒素発生負荷量は1日約600トンだったが、90年代以降減少し、近年は約400トンと3分の2に減少。



・栄養塩濃度(窒素)は、90年代に約5μM/Lだったが、近年では約3μM/Lと減少。

(※ノリ養殖には5~7μM/Lの窒素濃度が必要とされ、不足すると色落ちが始まる)

※DIN(溶存無機態窒素)とは、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素の合計
(環境省資料、瀬戸内海ブロック浅海定線観測データより作成)

■ 栄養塩対策

○水産庁の取組

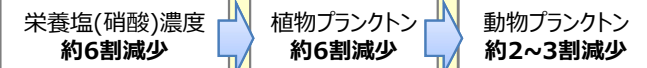
栄養塩管理方策の検討

- 二枚貝の餌として重要な微細藻類への栄養塩の影響
- 藻場の維持に必要な栄養塩濃度等の海域環境
- 小型浮魚の餌となる動物プランクトンと栄養塩濃度等との関係

(主な成果例)

カタクチイワシ豊漁年と不漁年の春季において、栄養塩濃度が餌となる動物プランクトンの経年変動に影響を及ぼすことが示唆された。

豊漁年に比べて、不漁年は



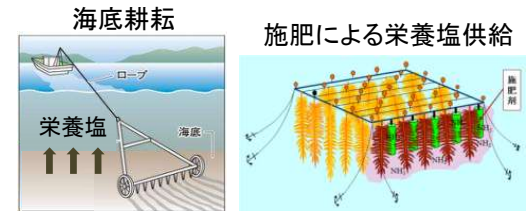
などの調査を実施。

➡ 栄養塩管理モデル構築

➡ 漁業生産に寄与する栄養塩管理方策の検討

漁場改善実証試験

- 効果的な海底耕耘や施肥などの最適な栄養塩供給手法を開発中。



○その他

- 第204回国会において瀬戸内海環境保全特別措置法の改正案を審議中。

みどりの食料システム戦略について

- 農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を本年5月に策定を予定。
- 2050年までに目指す姿に「農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現」を掲げる等、中長期的な観点から、「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現」することを目標としている。
- 水産関係では、漁船の電化・燃料電池化やブルーカーボンの推進等によりカーボンニュートラルに取り組み、KPIとして漁獲量の回復や養殖における人工種苗の割合などの目標を設定している。

調達

- 養殖業において、天然資源に依存しない人工種苗を用いた完全養殖に転換
- これまでに開発された種苗生産技術を活用し、資源減少が懸念される魚種を養殖生産
- 養殖業において、魚粉に代わる新たな飼料原料を開発し、天然資源に依存しない養魚飼料に転換
- 漁業・養殖業において、漁具等水産用生産資材に使用するプラスチックの資源循環を推進し、海洋プラスチックごみを削減

生産

- 科学的な資源評価に基づき、最大持続生産量（MSY）の達成を目標として数量管理する新たな資源管理システムを導入
- 養殖漁場ごとに漁場改善計画を定めて漁場環境を管理
- 海洋環境への負荷軽減が可能な沖合養殖や陸上養殖を推進
- 漁業・養殖業において、化石燃料で駆動する漁船の内燃機関を電化・水素燃料電池化することで、CO2排出量を削減
- CO2吸収源としての藻場の可能性を追求
- 「藻場・干潟ビジョン」による実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造を推進

加工・流通・消費

- 鮮度低下しやすい魚類の流通において、新たな凍結・解凍技術を開発し、安定供給・フードロス削減に寄与
- 密漁防止、IUU（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅のため、水産流通適正化制度を2022年12月までに施行
- 流通構造を改革し、水産物の信頼性向上に寄与するとともに、取引の円滑化を実現
- 水産物の持続可能性を示す水産エコラベルの普及を促進し、資源管理や環境への配慮の重要性についての消費者意識を醸成

KPI

- 漁業：2030年までに、漁獲量を2010年度と同程度（444万トン）まで回復させる（参考：2018年漁獲量331万トン）
- 養殖業：①2050年までに、ブリ、カンパチ、クロマグロ、ニホンウナギの人工種苗比率100%を実現する（魚類養殖全体では80%を目指す）、②2050年までに、環境負荷の大きい生餌給餌から環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料に100%転換する、③2050年までに、配合飼料に占める天然資源に依存した魚粉の割合を現状の約5割から2割に低減する
- 水産業全体：2040年までに、漁船の電化・燃料電池化等に関する技術の確立を目指す

東日本大震災からの水産の復旧・復興状況

- 被災各県の主要な魚市場の水揚げは、H27年頃には、被災前の9割程度まで回復した。
- 被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復した。
- 漁船については、今後再開を希望する福島県の漁船についても計画的に復旧をしていく予定
- 養殖については、再開を希望する養殖施設はH29年6月末に全て整備が完了した。

1 水揚げ

・被災各県の主要な魚市場の水揚げは、H27年頃には、被災前の9割程度まで回復。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
水揚げ金額 (億円)	801	375	560	649	695	743	722	741	719	606	610
水揚げ量 (千t)	462	181	285	325	367	345	323	322	336	307	317

※H22年は22年3月～23年2月、その他の年は2月～翌年1月。

3 漁船

・今後再開を希望する福島県の漁船について計画的に復旧。

復旧隻数	9,195	15,308	17,065	17,947	18,257	18,486	18,651	18,679	18,694	18,709
うち岩手	4,217	7,768	8,542	8,805	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852
宮城	3,186	5,358	6,293	6,861	7,106	7,310	7,465	7,465	7,465	7,465
福島	-	256	289	340	358	383	393	421	436	451

※各年の隻数はH24年からR2年は3月末、R3年は1月末。

※復旧隻数は21都道府県の合計。

2 漁港

・被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復。

陸揚げ岸壁について 全延長の陸揚げ機能 回復(漁港)	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.1
部分的に陸揚げ機能 回復(漁港)	96	115	172	208	248	273	284	291	303	311
潮位によっては陸揚げ 可能(漁港)	134	149	117	99	65	45	35	28	16	8
未復旧(漁港)	81	48	23	9	5	1	0	0	0	0
未復旧(漁港)	8	7	7	3	1	0	0	0	0	0
復旧が完了した漁港 施設(施設)			974	1,417	1,903	2,324	2,514	2,602	2,695	2,717

※漁港施設とは、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。

※被災漁港数は7道県の合計。

4 養殖

・再開を希望する養殖施設はH29年6月末に全て整備完了。

単位:トン											
ワカメ養殖※1	34,439	3,742	27,379	30,414	23,354	25,799	25,002	27,047	24,462	22,473	
コンブ養殖※2	13,817	0	5,633	8,502	6,904	7,205	5,433	6,250	6,674	6,616	
カキ養殖※3	4,031	354	719	1,476	2,207	2,386	2,316	2,503	2,423	2,042	
ホタテ養殖※4	14,873	56	5,130	9,245	11,677	12,313	10,871	6,810	4,476	4,885	
ギンザケ養殖 ※5	14,750	0	9,448	11,619	11,978	13,007	12,159	13,486	15,982	14,111	

※1 漁期は2月～5月

※3 漁期は9月～翌年5月。

※5 漁期は3月～8月。

※2 漁期は3月～8月。

※4 漁期は4月～翌年3月。

東日本大震災からの水産の復旧・復興状況と今後の方針

- 加工流通施設については、再開を希望する施設の内、9割以上が業務を再開。
- がれきにより漁業活動に支障のあった定置及び養殖漁場のほとんどで撤去が完了した。
- 令和3年3月に閣議決定された福島復興再生基本方針では、水産加工業における販路回復・開拓、加工原料の転換等に対する支援や風評対策について明記されており、本方針に沿い、国が前面に立って復興・再生に取り組む。

5 加工流通施設

・再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
業務再開した水産加工施設(施設) ^{※1}	418	645	672	705	729	749	754	754	755
業務再開した産地市場(施設) ^{※2}	22	23	23	23	23	23	26	27	30

※1 各年の数字は、H24年が3月末、H25年からH29年は12月末、H30年は9月末、R1、R2年は12月末時点。

※2 各年の数字は、H24年が4月末、H25年が12月末、H26年からR1年は2月末、R2年はR3. 1月末時点。R2年に福島県の産地市場が12施設から8施設に集約し、全ての施設が再開したため、業務再開状況が100%となった。

6 がれき

・がれきにより漁業活動に支障のあった定置及び養殖漁場のほとんどで撤去が完了。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
にがれきによる支障のある漁業活動	定置漁場	958	1,003	1,004	987	992	990	988	988	988
	うち処理済み	958	975	976	980	988	988	988	988	988
	養殖漁場	804	1,071	1,101	1,100	1,129	1,131	1,135	1,135	1,138
	うち処理済み	801	973	1,045	1,077	1,103	1,116	1,124	1,128	1,130

※支障のある箇所数が増減するのは、気象海象によりがれきが当該漁場に流入したり、流出したりするためである。

※各年の数字は3月末時点(R3のみ1月末時点)。

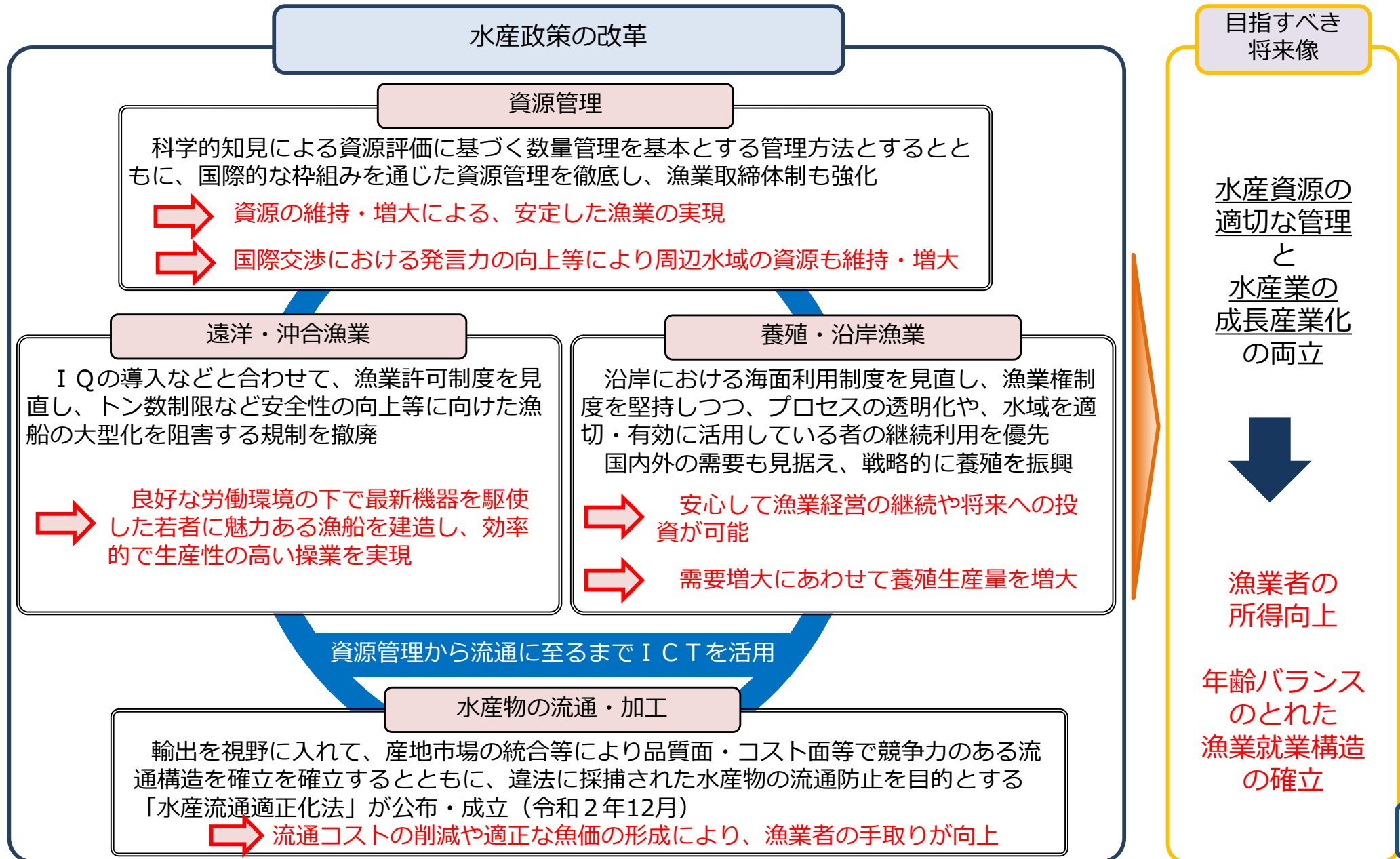
福島復興再生基本方針(改定)について(R3年3月26日閣議決定)

※水産関係部分(一部抜粋)

- 漁獲量の増大、販路の回復・開拓など本格的な操業再開に向けた支援、水産加工業における販路回復・開拓、加工原料の転換等に対する支援を継続。あわせて、国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を整理するとともに、魚食普及に向けた取組を支援する。その上で、福島県水産物について、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向け必要な支援を行う。
- いまだ根強く残る福島県産農林水産物の風評の払拭に向けて、福島県産農林水産物の販売不振の実態と要因を調査するとともに、当該調査の結果に基づき流通事業者等に対して適切に指導、助言を行うなど必要な措置を講ずる。
- 農林水産物等の放射性物質検査の結果や福島の実況、放射線に関する正しい情報提供の展開、輸入規制撤廃に向けた働きかけ、教育旅行回復に向けた対策強化など、福島への誘客促進に向けた取組等、関係府省庁一体となって総合的に風評被害対策の推進を図る。

(参考) 水産政策の改革の全体像

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。



(参考) 漁業法等の一部を改正する等の法律の概要 (平成30年12月)

- 適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し。

I 漁業法の改正 (※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (TAC法) を漁業法に統合)

(1) 新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

- ・ 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量 (TAC) による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。
- ・ TAC管理は、個別の漁獲割当て (IQ) による管理が基本 (IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理)

【漁獲可能量 (TAC) の決定】

- ・ 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

【漁獲割当て (IQ) の設定】

- ・ 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

(2) 漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・ 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
- ・ 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。
- ・ 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。

(3) 漁業権制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・ 知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

【漁業権を付与する者の決定】

- ・ 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許 (法定の優先順位は廃止)。

【漁場の適切かつ有効な活用の促進】

- ・ 漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す。

【沿岸漁場管理】

- ・ 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入。

(4) 漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮。

(5) その他

- ・ 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し。
- ・ 密漁対策のための罰則を強化。

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプ口的役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

(参考) 養殖業成長産業化総合戦略の策定について

- 養殖業成長産業化総合戦略は、養殖業の全体像の理解を深め(第1 養殖水産物の動向、第2 我が国魚類養殖業の動向、第3 養殖に関する技術開発の動向)、成長産業化の取組方向と将来めざす姿等のビジョンを共有し(第4 養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略)、実現にむけた対策(「第5 養殖業成長産業化を進める取組内容」)から構成。

第1 養殖水産物の動向

1 水産物需要の動向

- 世界の養殖生産量は過去20年間に約4倍に拡大し、今後成長の見通し。
- 国内需要依存型では我が国の養殖生産は縮小均衡。

2 市場・流通の動向

- 魚類養殖業は4定の生産を実現しやすい形態だが、入手する需要情報が限られ、需給バランスが崩れやすい傾向。

3 輸出拡大に向けた取組

- 商流構築やプロモーション等を円滑にするため、輸出先市場に対応し輸出・生産の戦略が必要。
- 農林水産物食品輸出促進法の下、輸入規制の緩和・撤廃に向けた協議一元化や輸出円滑化に向けた環境整備。

第2 我が国魚類養殖業の動向

1 魚類養殖業の特徴

- 魚類養殖生産量はブリ類、マダイ、クロマグロ、ギンザケを中心とし、25万トン(2018年)。生産金額において海面養殖全体の54%は魚類養殖業がシェア。

2 生産・経営の動向

- コストに占める餌代の割合は6～7割。養殖用餌の量と価格の両面で安定的に供給されることが重要な課題。
- 2018年12月に漁業法を改正。プロセス透明化等により、養殖業における円滑な規模拡大・新規参入も視野。
- 利用が難しいと言われてきた沖合漁場での大規模な養殖や陸上養殖の技術開発が進展。
- 生産者協業化の取組、技術導入や収支改善を図るための経営体のグループ化、域外から企業参入などにより再編や系列化の動き。

第3 技術開発の動向

- 養殖製品の品質保持・管理と製品出荷の効率化
- 漁場の環境調査・維持改善
- ICTの活用
- 大規模沖合養殖・陸上養殖の新養殖システムの取組
- 気候変動に対する取組
- 育種研究
- 配合飼料開発
- 魚病対策等の技術開発が進展。

第4 養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略

1 基本戦略

- 国内市場向けと海外市場向けに分けて成長産業化に取組む。いずれも、養殖業の定質・定量・定時・定価格な生産物を提供できる特性を活かし、需要情報を能動的に入手し、**プロダクト・アウト型から、「マーケット・イン型養殖業」へ転換していく。**
- **マーケット・イン型養殖業を実現していくため、生産技術や生産サイクルを土台にし、餌・種苗、加工、流通、販売、物流等の各段階が連携や連結しながら、それぞれの強みや弱みを補い合って、養殖のバリューチェーンの付加価値を向上させていく。**
- 現場の取組実例を参考とすると、養殖経営体は、外部から投資や技術導入等を図りつつ、マーケット・イン型養殖業を目指しており、5つの基本的な経営体の例(①生産者協業、②産地事業者協業、③生産者型企業、④1社統合企業、⑤流通型企業)を示す。

2 戦略的養殖品目と成果目標

(1) 戦略的養殖品目の指定

ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種(ハタ類等)

(2) KPI

生産量目標(戦略品目5品目毎に設定)、輸出額目標(ブリ類、マダイに設定)

第5 養殖業成長産業化を進める取組内容

- 養殖業成長産業化の枠組の構築
- 養殖生産物の新たな需要創出・市場獲得の推進
- 持続的な養殖生産の推進
 - ・生産性・収益性の向上
 - ・魚病対策の迅速化への取組
 - ・海面利用の促進・漁場の拡大等
 - ・労働環境の整備と人材の確保
 - ・マーケット・イン型養殖経営の推進
 - ・災害や環境変動に強い養殖経営の推進
- 研究開発の推進
 - ・研究機関の連携強化・役割分担
 - ・養殖製品の品質保持・管理
 - ・漁場環境モニタリングと活用、ICTの活用
 - ・新魚種・新養殖システムの推進
 - ・育種等種苗改良の推進
 - ・配合飼料等の水産資材の維持・研究開発